

建設分野技能実習に関する事業協議会（第1回）

平成30年3月26日（月）10：30～11：15
合同庁舎2号館低層棟共用会議室2B

【議事】

1. 開会

2. 事業協議会の設置

3. 議題

- （1）外国人技能実習制度の現状、課題等
- （2）建設分野における技能実習の実態
- （3）意見交換

4. 閉会

【配布資料】

- 資料1 建設分野技能実習に関する事業協議会の設置について
- 資料2 外国人技能実習制度の現状、課題等（厚生労働省資料）
- 資料3 除染等業務について（法務省・厚生労働省・外国人技能実習機構資料）
- 資料4 外国人技能実習制度の現状、課題等（法務省資料）
- 資料5 外国人技能実習制度の現状（外国人技能実習機構資料）
- 資料6 建設分野における技能実習の実態について
- 資料7 外国人技能実習への会員企業の対応（（一社）日本建設業連合会資料）

【参考資料】技能実習生手帳

建設分野技能実習に関する事業協議会について

1 目的

建設分野技能実習に係る関係者間において、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、その建設業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行う。

(「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」第五十四条関係)

2 構成員（別紙 1 のとおり）

3 資料及び議事

後日公開

4 事務局

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

5 開催時期

半年に 1 回程度の開催を予定

建設分野技能実習に関する事業協議会構成員名簿（敬称略）

<構成員>

- 1 水町勇一郎（東京大学社会科学研究所教授）
- 2 早川智津子（佐賀大学経済学部教授）
- 3 全国中小企業団体中央会
- 4 （一社）日本建設業連合会
- 5 （一社）全国建設業協会
- 6 （一社）全国中小建設業協会
- 7 （一社）建設産業専門団体連合会
- 8 （一社）日本型粋工事業協会
- 9 （一社）日本鳶工業連合会
- 10 （一社）日本建設躯体工事業団体連合会
- 11 （一社）日本機械土工協会
- 12 （公社）全国鉄筋工事業協会
- 13 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 14 日本室内装飾事業協同組合連合会
- 15 （一社）全国建設室内工事業協会
- 16 全国建設労働組合総連合
- 17 国土交通省 土地建設産業局建設市場整備課

<オブザーバー>

- 18 外国人技能実習機構
- 19 （一財）国際建設技能振興機構
- 20 法務省 入国管理局入国在留課
- 21 厚生労働省 人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室

建設分野技能実習に関する事業協議会 設置要綱（案）

（名称）

第1条 本協議会は、建設分野技能実習に関する事業協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、建設分野技能実習に係る関係者間において、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、その建設業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 建設分野技能実習の実施状況に係る情報共有
- 二 本実習の適正な監理を推進する上での課題に関する意見の交換
- 三 本実習の適正な監理の徹底に向けた周知及び啓発
- 四 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

（構成員）

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学識経験者
- 二 建設業者団体（元請団体、専門工事業団体等）
- 三 国土交通省
- 四 その他協議会の目的を達成するために必要と認められる者

2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する座長の承認を得て構成員となる。

（座長）

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者の中から互選によって選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、運営を統括する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、次条に規定する事務局が招集する。

2 協議会は、半年に1回程度開催する。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課が行う。

(資料及び議事の公開)

第8条 協議会の資料及び議事概要は、国土交通省ホームページで会議開催後日公開する。ただし、座長が必要と認めるものは非公表とすることができる。

(雑則)

第9条 協議会は、必要に応じて、本要綱の規定の見直しを行うものとする。

2 要綱の見直しは、構成員の定員の過半数の賛成を以て了承されるものとする。

第10条 本要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

第1条 本要綱は、平成30年3月26日より施行する。



外国人技能実習制度 の現状、課題等について

平成30年3月26日
厚生労働省

1. 技能実習制度の現状

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数約127.9万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約23.8万人

（いわゆる「専門的・技術的分野」）

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約45.9万人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約25.8万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

④特定活動 約2.6万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約29.7万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

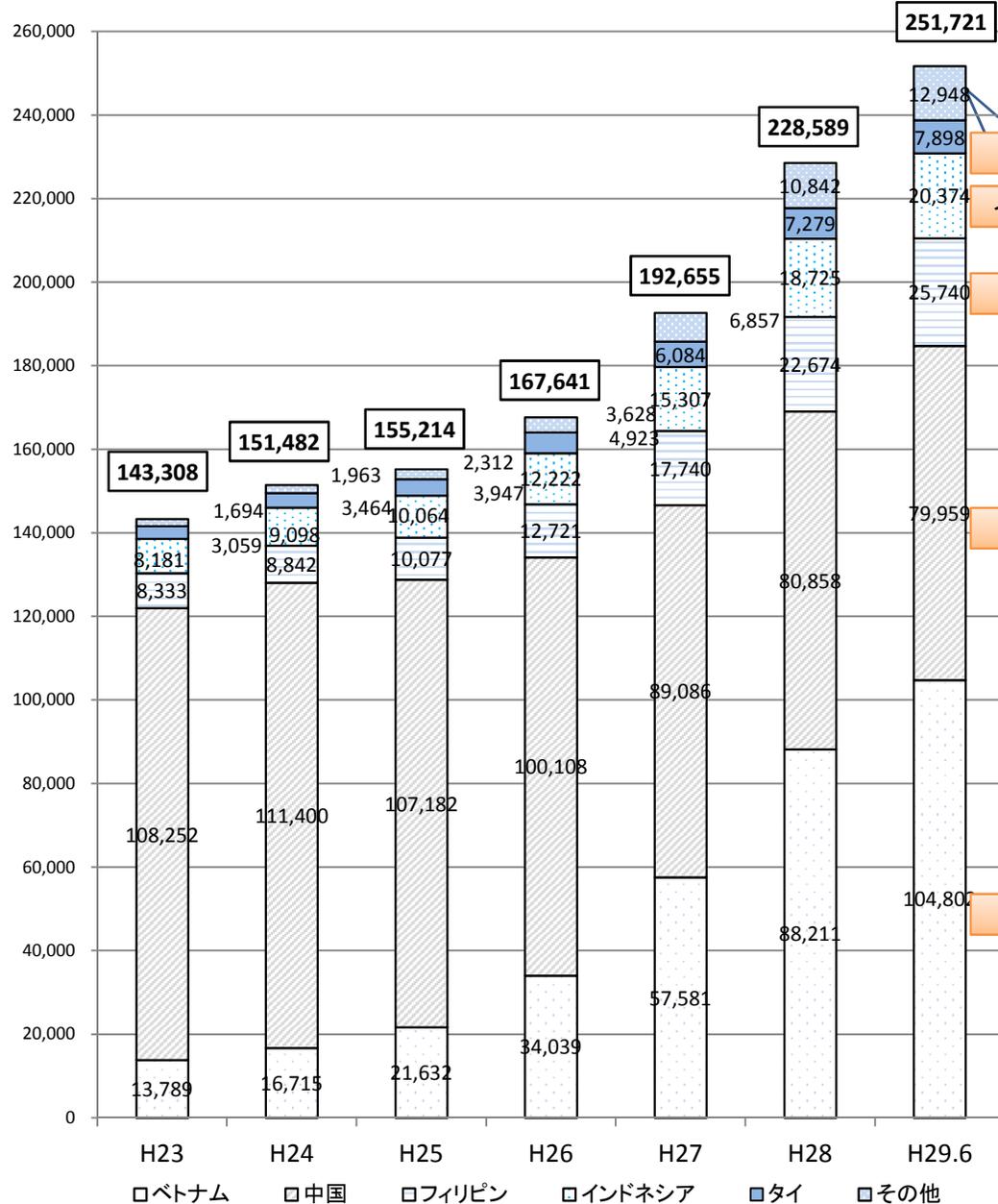
「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況（平成29年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（雇用対策法第28条）。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

国籍別技能実習生数の年次推移

在留資格「技能実習」の国籍別在留者数



※H23は旧制度の「特定活動(技能実習)」を含む。

「その他」の内訳(平成29年6月末時点)

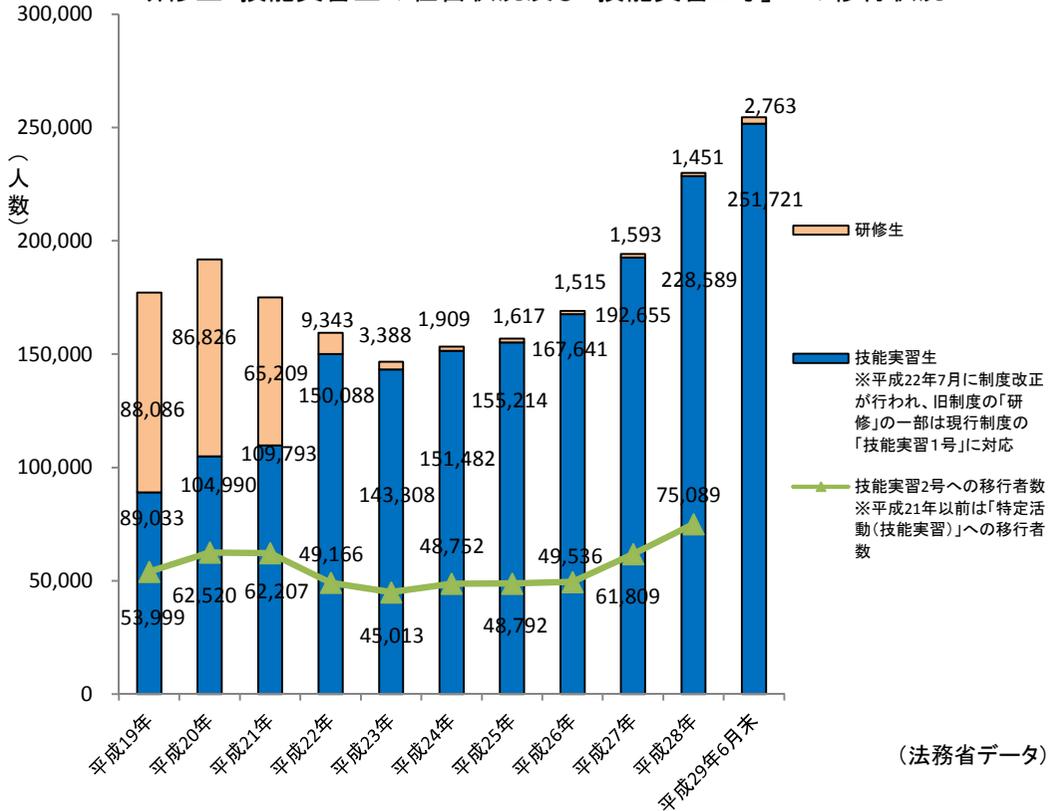
国名	人数
カンボジア	5,704
ミャンマー	5,019
モンゴル	900
ラオス	422
スリランカ	328
ネパール	200
マレーシア	89
バングラデシュ	82
インド	46
ペルー	41
メキシコ	20
ウズベキスタン	17
ブータン	17
サウジアラビア	15
キルギス	13

(法務省データ)

技能実習制度の現状

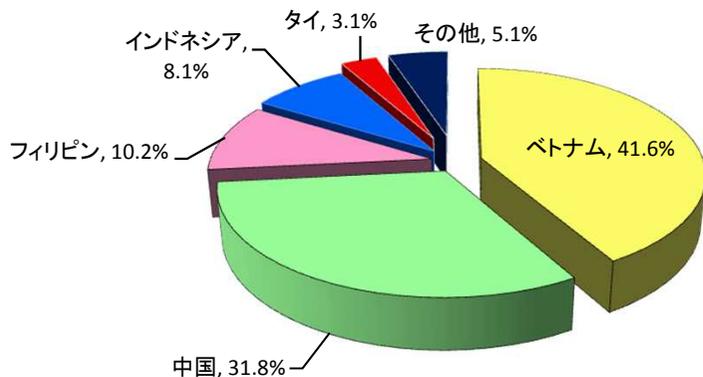
1 平成29年6月末の技能実習生の数は、251,721人
 ※技能実習2号への移行者数は、75,089人(平成28年)

研修生・技能実習生の在留状況及び「技能実習2号」への移行状況



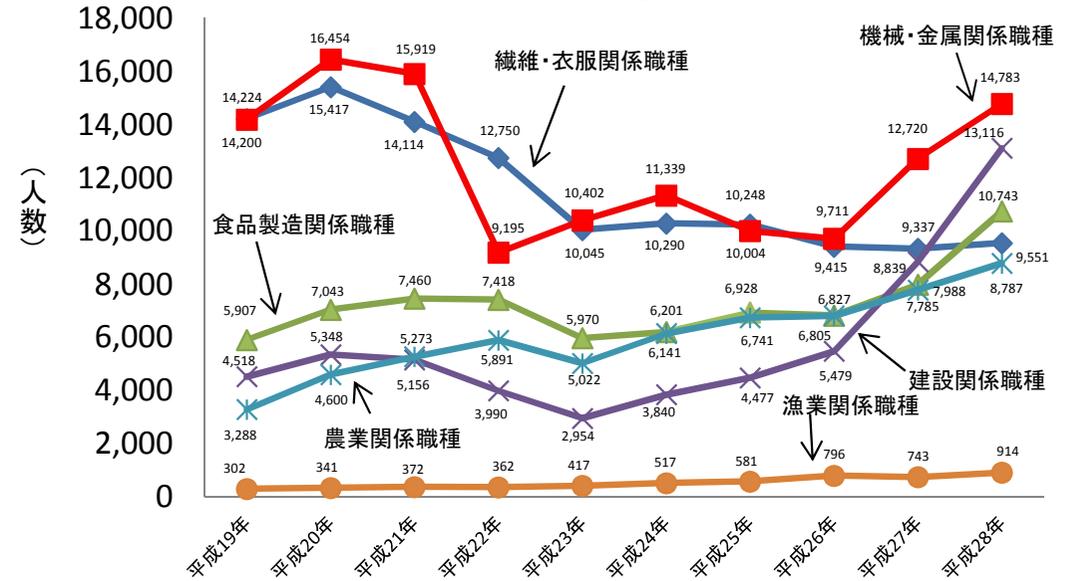
2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③フィリピン

平成29年6月末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)



3 全体で77職種あり、受入人数の多い職種は、
 ①機械・金属関係 ②建設関係 ③食品製造関係

職種別「技能実習2号」への移行者数

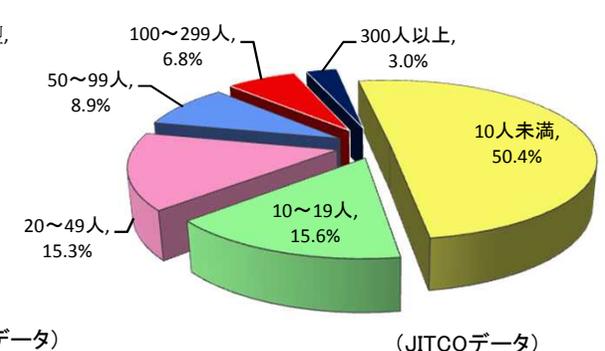


4 団体監理型の受入れが96.4%
 実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

平成29年6月末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数



平成28年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比(団体監理型)



技能実習2号移行対象職種 (平成29年12月6日時点 77職種139作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業*	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業*	ほたてがい・まがき養殖作業

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業 内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業 石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業 プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工*	押土・整地作業 積込み作業 掘削作業 締固め作業
築炉	築炉作業

4 食品製造関係 (9職種14作業)

職種名	作業名
缶詰巻締*	缶詰巻締
食鳥処理加工業*	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業*	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業*	乾製品製造
	発酵食品製造
	水産練り製品製造
牛豚食肉処理加工業*	かまぼこ製品製造作業 牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
そう菜製造業*	そう菜加工作業

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転*	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合ねん糸工程作業
織布運転*	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造*	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
下着類製造*	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造*	織じゅうたん製造作業 タフテッドカーペット製造作業 ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製*	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業
	コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御旋盤作業
	マシニングセンタ作業

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
回転電機巻線製作	回転電機巻線製作作業
	回転電機巻線設計作業
プリント配線板製造	プリント配線板製造作業

7 その他 (13職種25作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
強化プラスチック成形	ブロウ成形作業
	手積み積層成形作業
	建築塗装作業
	金属塗装作業
塗装	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
	手溶接
溶接*	半自動溶接
	工業包装
紙器・段ボール箱製造	工業包装作業
	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
陶磁器工業製品製造*	段ボール箱製造作業
	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
自動車整備*	パッド印刷作業
	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
介護*	介護

○ 主務大臣が告示で定める職種・作業 (1職種1作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング*	航空機地上支援作業

(注) *の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

建設業種における監理団体許可数(平成30年3月8日現在)

	職種	一般	特定	合計
1	さく井	64	83	147
2	建築板金	103	146	249
3	冷凍空気 調和機施工	98	122	220
4	建具製作	84	113	197
5	建築大工	194	241	435
6	型枠施工	270	322	592
7	鉄筋施工	251	288	539
8	とび	307	407	714
9	石材施工	94	127	221
10	タイル張り	108	138	246
11	かわらぶき	88	110	198

	職種	一般	特定	合計
12	左官	167	211	378
13	配管	188	216	404
14	熱絶縁 施工	81	106	187
15	内装仕上げ 施工	199	226	425
16	サッシ施工	81	113	194
17	防水施工	149	176	325
18	コンクリート 圧送施工	110	105	215
19	ウェルポイント 施工	47	60	107
20	表装	92	116	208
21	建設機械 施工	215	281	496
22	築炉	16	26	42
建設業種全体		441	609	1,050

建設業種における「技能実習2号」への移行者数の推移(平成25～29年)

	職種	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1	さく井	13	7	19	28	37
2	建築板金	41	74	69	128	172
3	冷凍空気 調和機施工	36	49	58	109	128
4	建具製作	87	60	89	115	73
5	建築大工	464	536	783	896	1,089
6	型枠施工	739	886	1,451	2,105	2,018
7	鉄筋施工	856	1,128	1,640	2,116	2,066
8	とび	994	1,274	2,073	3,263	3,935
9	石材施工	40	65	84	116	121
10	タイル張り	61	71	135	209	195
11	かわらぶき	35	38	74	113	112

	職種	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
12	左官	159	206	385	481	474
13	配管	82	118	223	503	527
14	熱絶縁 施工	68	32	61	98	142
15	内装仕上げ 施工	370	404	590	963	976
16	サッシ施工	50	50	50	73	89
17	防水施工	99	148	260	421	519
18	コンクリート 圧送施工	57	56	130	150	158
19	ウェルポイント 施工	5	0	10	0	5
20	表装	46	36	54	108	117
21	建設機械 施工	175	241	601	1,121	1,386
建設業種合計		4,477	5,479	8,839	13,116	14,339

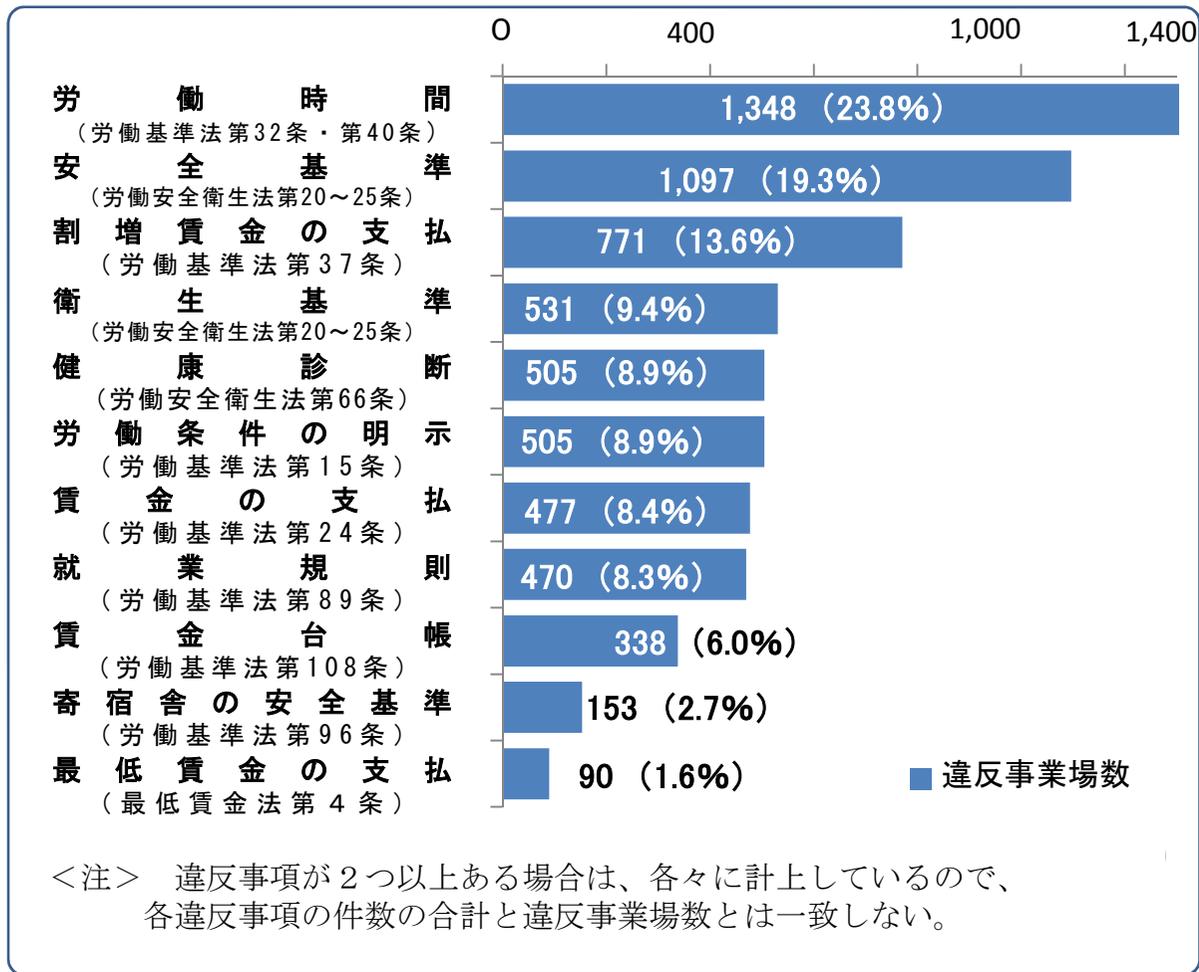
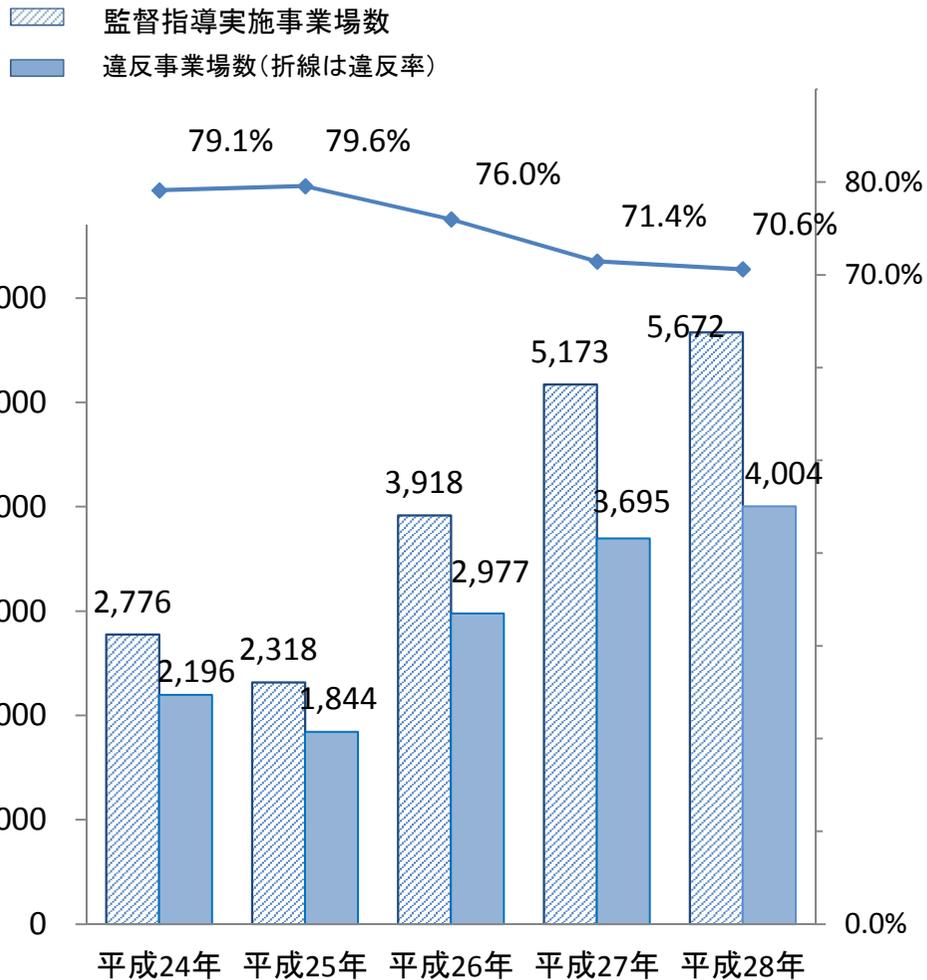
2.外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検等の状況(平成28年)

1 監督指導状況

(1) 全国の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して5,672件の監督指導を実施し、その70.6%に当たる4,004件で労働基準関係法令違反が認められた。

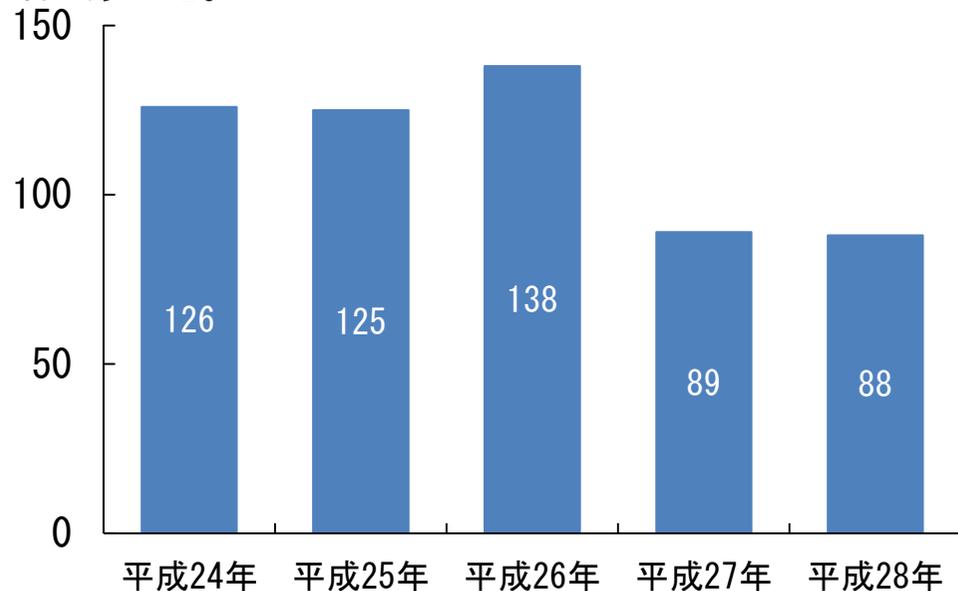
<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

(2) 主な違反事項は、①労働時間（23.8%）、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（19.3%）、③割増賃金の支払（13.6%）の順に多かった。



2 申告状況

(1) 技能実習生から労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は88件で(件)あった。

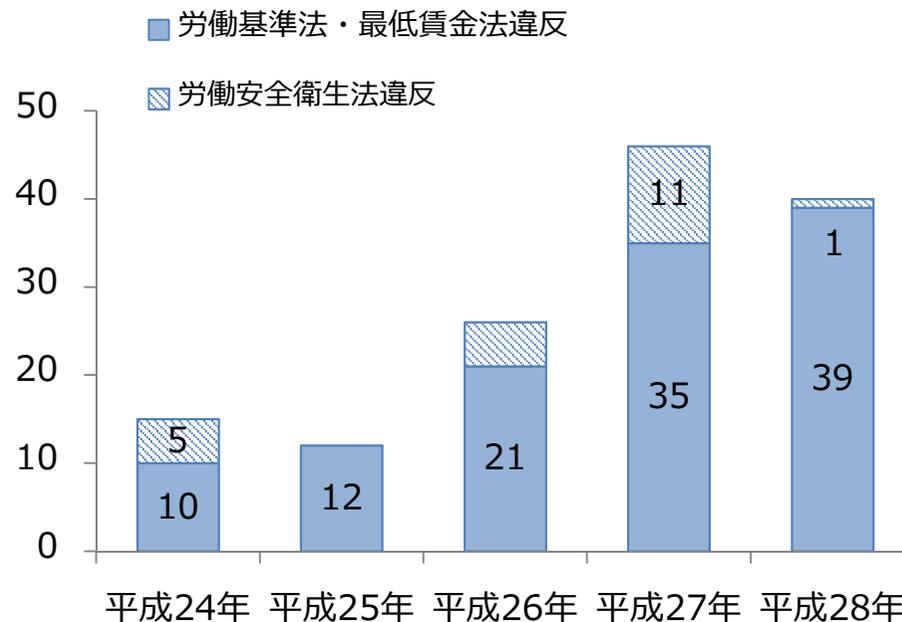


(2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(83件)、②約定賃金額が最低賃金額未満(12件)、③解雇手続の不備(11件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

3 送検状況

(1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は40件であった。



3. 技能実習制度の見直し等

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

- ① 政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ③ 民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④ 実習生の保護体制が不十分
- ⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分

見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で**政府(当局)間取決め**を順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については**許可制**、実習実施者については**届出制**とし、技能実習計画は個々に**認定制**とする。
- ③ 新たな**外国人技能実習機構(認可法人)**を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、**各種業法等に基づく協力要請等**を実施。これらの関係行政機関から成る「**地域協議会**」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

(注) 橙色網掛け部分は法律で規定

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長 → **3年間 ⇒ 5年間** (一旦帰国後、最大2年間の実習)
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 → 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (**最大5%まで ⇒ 最大10%まで等**)
- ③ 対象職種 of 拡大 → **地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置**
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

不正行為に対する実務の流れ

旧制度

〔端緒〕

- ・ 技能実習生からの相談
- ・ 労働基準監督機関からの通報
- ・ 在留資格変更・在留期間更新の申請書類
- ・ JITCOの母国語相談 など

実態調査

受入れ停止

- 技能実習の適正な実施を妨げるものである場合
⇒ 不正行為終了日後、欠格期間(1~5年間)を経過し、かつ、改善措置が講じられるまでは、新規受入れ不可(現にいる技能実習生は転籍させるよう指導)。

件数等を公表

改善指導

- 技能実習の適正な実施を妨げるものではない場合
⇒ 再発防止に必要な改善措置を講じ、適正化されたと判断されるまで、新規受入れ不可。

注意喚起

- 不正の態様や程度がごく軽微な場合
⇒ 再発防止について注意喚起。

新制度

〔端緒〕

- ・ 定期的な実地検査
- ・ 技能実習生からの相談・申告
⇒ 検査権限を持つ機構に相談・申告窓口を設置
申告を理由とする不利益取扱いの禁止(罰則あり)
- ・ 労働基準監督機関, 地方入管局等からの通報 など

実地検査等

許可・認定の取消し(法16条1項, 37条1項)

- 重大な許可・認定基準違反, 法令違反等があれば, 取消し。

業務停止命令(法37条3項・監理団体のみ)

- 許可基準違反や法令違反に対し, 期間を定めて業務停止を命令(同時に改善命令も可。)

改善命令(法15条1項, 36条1項)

- 出入国・労働関係法令(技能実習法を含む。)違反があれば, 期限を定めて改善を命令。

※業務停止命令・改善命令に違反した場合の罰則あり

事業者名等を公表

機構／主務大臣

主務大臣

地方入国管理局

技能実習生に対する支援・保護方策

1 相談・支援体制の整備

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- 新制度では、電話のほか、メールの対応も整備。
※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語に加え、新たにタイ語への対応も追加。

(2) 実習先変更支援体制の構築

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

(3) 実習生への一時宿泊先の提供

- 実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。
- 新たな実習先の確保等の支援も実施。

(4) 実習生への技能検定等の受検手続支援

- 機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定や、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

2 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって技能実習を強制する行為(46条)	労働基準法に同様の規定あり(5条)
6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	② 違約金等を定める行為(47条1項) ③ 貯蓄金を管理する契約を締結する行為(47条2項)	労働基準法に同様の規定あり(16条・18条1項)
	④ 旅券等を保管する行為(48条1項) ⑤ 私生活の自由を不当に制限する行為(48条2項) ⑥ 法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い(49条2項)	

※ ④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

(参考資料)

1 監督指導状況実例

事例 1

定期監督において技能実習生に使用させる機械の安全基準や健康診断などについて監督指導を実施

概要

- 技能実習生が使用していた攪拌用ミキサーのカバーが外れており、身体が巻き込まれる危険性がある。
- 技能実習生の勤務シフトは午前3時から正午まで（休憩1時間）であり、深夜業を含む業務に従事しているが、6か月以内ごとに1回、定期的な健康診断を実施していない。
- 技能実習生の深夜労働について、割増賃金は適正に支払われているが、深夜労働時間数が賃金台帳に記載されていない。

指導内容

- 1 技能実習生が使用する機械について、巻き込まれることにより危険を及ぼすおそれがあるため、カバー等を設けるよう是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第20条（安全基準）

- 2 技能実習生に対して、6か月以内ごとに1回、定期的に、深夜業の健康診断を実施するよう是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第66条（健康診断）

- 3 賃金台帳に、深夜労働時間数を記載するよう是正勧告した。

指導事項

労働基準法第108条（賃金台帳）

指導の結果

- 攪拌用ミキサーに巻き込まれ防止用のカバーが設置・固定された。
- 深夜業を含む業務に従事するすべての技能実習生7名に、法定の健康診断を受診させるとともに、今後も継続的に受診させることにした。
- 賃金台帳の記載項目に、深夜労働時間数を新たに追加し、時間数を記載した。

事例 2

「定期賃金が月額5万円、割増賃金が時給300円」等の情報を端緒に、関連する2事業場に対して出入国管理機関と合同で監督・調査を実施

概要

- 情報のあった2事業場は、技能実習生8名を月額6万5,000円程度で雇用しており、最低賃金額以上の賃金を支払っていない。
- 時間外・休日労働に対しては、実習1年目は時間単価が300円、2年目は400円、3年目は450円の支払とし、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていない。

指導内容

- 1 適用される最低賃金額以上の賃金を支払うよう是正勧告した。

指導事項

最低賃金法第4条
(最低賃金額以上の支払)

- 2 時間外・休日労働に対する割増賃金を、法定の割増率(時間外は25%、休日は35%)以上で計算して支払うよう是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条(割増賃金の支払)

指導の結果

- 事業場に所属するすべての技能実習生8名に対して、最低賃金額に満たない賃金及び不払となっていた割増賃金、総額約800万円が支払われた。

事例 3

出入国管理機関からの「36協定の限度時間を超えて長時間の時間外労働を行わせている」との通報に基づき監督指導を実施

概要

- 特別延長時間1か月80時間の36協定を届け出ていたが、繁忙期の人手が不足し、技能実習生11名に、1か月で最長130時間程度の違法な時間外労働を行わせている。

指導内容

技能実習生に、36協定の限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として時間外労働時間の削減と限度時間を超えないための労働時間管理について併せて指導した。

指導事項

労働基準法第32条(労働時間)
時間外労働の削減及び管理

指導の結果

- 時間外労働の削減の取組として、時間外労働が多い労働者を週単位で把握し、月の特別延長時間を超えないように管理を徹底したり、繁忙部署の業務に必要な技術を他部署の労働者に習得させ、業務の平準化を図るなどした結果、時間外労働時間数が最長でも1か月70時間程度に減少し、その後も継続して時間外労働の削減が進んだ。

2 申告状況実例

事例 1

時間外・休日労働の割増賃金が不足しており、長時間労働にも従事しているとの技能実習生5名からの申告に基づき、監督指導を実施

概要

- 労働時間はタイムカードで管理されており、タイムカード上は残業がなかったが、実際は、時間外・休日労働については、手書きのメモで別に管理されている。
- 時間外・休日労働に対しては、メモをもとに、実習1年目は時間単価が350円、2、3年目は450円の支払としている。

指導内容

- 1 技能実習生に対して実際に行わせていた時間外労働時間が、36協定の限度時間を超え、1か月で最長120時間程度となっていたことから、協定された限度時間を超えて労働させないように是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止のため、時間外・休日労働の削減についても指導した。

指導事項

労働基準法第32条（労働時間）
時間外・休日労働の削減

- 2 時間外・休日労働の時間単価が350円～450円であることから、時間外・休日労働に対する割増賃金を法定の割増率（時間外は25%、休日は35%）以上で計算して支払うよう是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条（割増賃金の支払）

指導の結果

- 技能実習生については、原則として時間外労働を命じないこととした結果、技能実習生の時間外労働は、36協定の限度時間以内に削減された。

- 事業場に所属するすべての技能実習生17名に対し、不払となっていた割増賃金、総額約2,400万円が支払われた。

事例 2

契約上は最低賃金額以上の賃金を支払うことになっていたが、実際の賃金は月額5万円であるとの技能実習生からの申告に基づき監督指導を実施

概要

- 賃金支払日に立入調査を実施し、賃金台帳上は最低賃金額以上の賃金が支払われているものの、事業主による隠ぺいが懸念されるため、勤務中の技能実習生に直接、賃金額を確認したところ、申告内容どおり月額5万円で支払われている。さらに確認を進めたところ、時間外労働の時間単価が400円～550円で計算されている。

指導内容

定期賃金を最低賃金額以上で計算し、また、時間外・休日労働と深夜労働に対する割増賃金を法定の割増率（時間外・深夜は25%、休日は35%）以上で計算して支払うよう是正勧告した。

指導事項

最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）
労働基準法第37条（割増賃金の支払）

指導の結果

- 事業場に所属するすべての技能実習生4名に対し、最低賃金額に満たない賃金及び不払となっていた割増賃金、総額約520万円が支払われた。

3 送検状況事例

労働基準監督官が送検した事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

1,200万円を超える賃金不払及び1か月最長120時間程度の違法な時間外労働を行わせたことにより送検

捜査経過

5

- 縫製業の事業場について、技能実習生に対して時間外労働に対する割増賃金が支払われていないとの情報提供があり、立入調査を実施したところ、事業主は「残業はない」など申し立てたが、長期間にわたる賃金不払が疑われた。

- 押収した資料などから、約2年間にわたり、技能実習生5名に対し、「国民年金積立」などの虚偽の名目で違法に控除したり、時間外・休日労働に対して時間単価で500円程度の支払とするなどにより、所定の賃金及び割増賃金、総額約1,200万円が支払われていないことが判明した。
- また、1か月最長120時間程度の違法な時間外労働も行わせていた。

被疑事実

- 実習実施機関（法人）及び事業主
法定の除外事由なく、賃金を控除したこと。

違反条文 → 労働基準法第24条（賃金の全額払）

36協定の限度時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

違反条文 → 労働基準法第32条（労働時間）

時間外・休日労働に対し、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていなかったこと。

違反条文 → 労働基準法第37条（割増賃金の支払）

事例 2

虚偽の帳簿書類の提出や臨検妨害などを繰り返した事業主らを逮捕した上で、賃金不払等により送検

捜査経過

- 縫製業の事業場で実習中の技能実習生から、事業場から支払われている賃金が最低賃金額を下回っているなどの申立がなされた。
- 事業場に立入調査を実施したところ、事業主と監理団体の代表者は、労働基準監督官に対して虚偽の記載をした帳簿書類を提出するなどし、さらに、監督官が関係先に立ち入るのを妨害したり、関係者との口裏合わせなどを繰り返していたことが発覚したため、事業主らを逮捕した。
- 捜査の結果、事業場に所属するすべての技能実習生4名の賃金について、月額6万円程度しか支払われておらず、また、時間外・休日労働に対しても時間単価が400円程度となっており、最低賃金額に満たない賃金及び割増賃金、総額約500万円が支払われていなかった。
- 逮捕した監理団体の代表者を取り調べた結果、この事業主の賃金不払について関与していることが明らかになった。

被疑事実

- 実習実施機関（法人）及び事業主、監理団体の代表者最低賃金額以上の賃金を支払っていないかったこと。

違反条文 → 最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）

時間外・休日労働に対し、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていないこと。

違反条文 →

労働基準法第37条（割増賃金の支払）

虚偽の陳述、虚偽の記載をした帳簿の提出、臨検監督の妨害を行ったこと。

違反条文 →

労働基準法第120条（虚偽陳述等の罰則）

事例 3

重機を無資格の技能実習生に運転させ、重篤な労働災害を発生させたことにより送検

捜査経過

- 産業廃棄物の処理工場内で、労働者が、作業中の重機に轢かれ、下半身に重傷を負う労働災害が発生した。
- 捜査の結果、この工場の工場長が、法令に定められた資格を有していない技能実習生に、重機の運転を行わせていたことが発覚した。

被疑事実

- 実習実施機関（法人）及び工場長法定の資格を有しない技能実習生を、機体重量3トン以上の建設機械の運転の業務に就かせていたこと。

違反条文 →

労働安全衛生法第61条（就業制限）

平成30年3月14日

法務省入国管理局入国在留課
厚生労働省海外人材育成担当参事官室
外国人技能実習機構技能実習部

技能実習制度における除染等業務について

技能実習生として来日したベトナム人男性が、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染作業に従事していた旨、本年3月6日付けの日本経済新聞により報道されました。

当該報道により、関係者からの問い合わせが相次いでいるため、技能実習制度における除染等業務の取扱いについて、以下のとおりとしている旨お知らせいたします。

技能実習計画の認定基準については、技能実習法施行規則において規定していますが、除染等業務（注1）に関しては、

- ①除染等業務は、一般的に海外で行われる業務ではないこと
- ②放射線被ばくへの対策が必要（注2）な環境は、技能修得のための実習に専念できる環境とは言い難いこと

から、技能実習の趣旨にはそぐわないものであり、技能実習法施行規則第10条第2項第2号イの基準を満たしていないため、除染等業務を実習内容に含む技能実習計画の認定申請があった場合には、外国人技能実習機構において認定しないこととしております。

また、実習計画の認定申請の際には、除染等業務に従事させない旨の誓約書（別添参照）を提出していただくこととしております。

<技能実習法施行規則>

第10条第2項第2号イ

当該業務の性質及び当該業務に従事させるに当たっての実習環境その他の環境に照らし、外国人に技能実習として行わせることが適当でない認められるものでないこと。

（注1）除染特別地域等（注3）（放射性物質汚染対処特措法に規定する「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」）内における以下の業務をいう。（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（「除染電離則」）第2条第7項参照）

①土壌等の除染等の業務

汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等（以下「汚染土壌等」）の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずる業務

②廃棄物等収集業務

除去土壌や汚染された廃棄物（当該廃棄物に含まれるセシウム134及びセシウム137の濃度が10,000Bq/kgを超えるものに限る）の収集、運搬又は保管に係る業務

③特定汚染土壌等取扱業務

セシウム134とセシウム137の濃度が10,000Bq/kgを超える汚染土壌等を取り扱う業務であって、上記2つの業務以外の業務

（注2）技能修得と直接関係のない除染電離則に基づく特別の教育を受けること等が必要であること。

(注3)

①除染特別地域

	地 域 名
福島県	楢葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯館村 並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域

②汚染状況重点調査地域

	地 域 名
岩手県	一関市 奥州市 平泉町
宮城県	白石市 角田市 栗原市 七ヶ宿町 大河原町 丸森町 亘理町 山元町
福島県	福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 大玉村 鏡石町 天栄村 会津坂下町 湯川村 会津美里町 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 鮫川村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町 広野町 新地町 田村市 南相馬市 川俣町 川内村
茨城県	日立市 土浦市 龍ヶ崎市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 守谷市 稲敷市 つくばみらい市 東海村 美浦村 阿見町 利根町
栃木県	鹿沼市 日光市 大田原市 矢板市 那須塩原市 塩谷町 那須町
群馬県	桐生市 沼田市 渋川市 みどり市 下仁田町 高山村 東吾妻町 川場村
埼玉県	三郷市 吉川市
千葉県	松戸市 野田市 佐倉市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 印西市 白井市

B・C

申請者の誓約書

(第2号企業単独型技能実習・第3号企業単独型技能実習)

次の技能実習生に技能実習を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。

技能実習生の氏名(国籍(国又は地域))	
---------------------	--

記

【誓約事項】

- 1 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 2 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 3 技能実習生に対して、暴行、脅迫、自由の制限その他人権を著しく侵害する行為を行ったことはありませんし、今後も決していたしません。また、技能実習生に対して他からこうした行為が行われていないかどうかについて、定期的に確認します。
- 4 技能実習生の目標の達成状況の確認を技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験により行わない場合にあつては、技能実習指導員が技能実習責任者の立会いの下で技能実習の目標を全て達成していることを確認するなど、評価の公正な実施を確保します。
- 5 労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じます。
- 6 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 技能実習計画と反する内容の取決めをしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 8 不正に技能実習計画の認定を受ける目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 9 除染等業務を実習内容に含む技能実習は、決して行いません。
- 10 上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構に報告します。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名



E・F

申 請 者 の 誓 約 書

(第2号団体監理型技能実習・第3号団体監理型技能実習)

次の技能実習生に技能実習を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。

技能実習生の氏名(国籍(国又は地域))	
---------------------	--

記

【誓約事項】

- 1 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 2 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、監理団体、取次送出機関又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 3 技能実習生に対して、暴行、脅迫、自由の制限その他人権を著しく侵害する行為を行ったことはありませんし、今後も決していたしません。また、技能実習生に対して他からこうした行為が行われていないかどうかについて、定期的に確認します。
- 4 技能実習の目標の達成状況の確認を技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験により行わない場合にあつては、技能実習指導員が技能実習責任者の立会いの下で技能実習の目標を全て達成していることを確認するなど、評価の公正な実施を確保します。
- 5 労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じます。
- 6 技能実習計画と反する内容の取決めをしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 7 監理団体から監理費として徴収される費用について、直接又は間接に技能実習生に負担させることは、決していたしません。
- 8 不正に技能実習計画の認定を受ける目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 9 技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体による実習監理を受けることとします。
- 10 除染等業務を実習内容に含む技能実習は、決して行いません。
- 11 上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに監理団体に報告します。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名



技能実習生に除染作業

岩手の建設会社 ベトナム人男性証言

技能実習生として来日したベトナム人の男性が14日、東京都内で記者会見し、東京電力福島第一原発事故後の除染作業に従事させたという証言をした。支援団体によると、実習生に対する除染が公になるのは初めて。実習制度は途上国への技術移転が目的とされ、法務省入国管理局などは同日、「(除染は)実習の趣旨にそぐわず認められない」との見解を示した。

男性は2015年9月に来日し、同年10月16日、福島県郡山市の除染に従事。実習先の岩手県内の建設会社との契約では「建設機械・解体・土木」の実習をするはずで、「来日前に除染の説明はなかった。(国が定める)被ばくに関する教育もなかった」としている。男性は16年9〜12月には避難指示区域だった福島県川俣町で国直轄の建物解体工事にも従事したが、日当と別に出る特別手当(月時6000円)は3分の1の2000円しか受け取れなかった。男性は「危険な仕事だと知っていたら来なかった。健康への影響が心配だ。契約した通りの仕事を日本で続けたい」と話している。実習先の建設会社代表は14日、毎日新聞の取材に「日本人と同じように除染の仕事に入れたが、ベトナムで面接時に除染をする可能性も話した。現場に入る前に他の労働者と一緒に教育を受けさせた。通訳がいなかったが分からなければ聞いてくれと頼まれたと話した。」

福島を除染に技能実習生

ベトナム男性「事前説明なかった」

NPO法人「移住者と連帯する全国ネットワーク」(東京)は14日、東京都内で報告会を開き、外国人技能実習生として来日したベトナム人男性(三巴)が、東京電力福島第一原発事故に伴う福島県内の除染作業に従事していたと発表した。男性は「実習先の建設会社から除染作業をするとの説明はなかった」と話した。法務省入国管理局は「実習内容が計画と著しく異なる場合は不正行為になり得る」としている。



福島県で除染作業に従事したベトナム人男性(手前中央)。14日、東京都千代田区で

外国人技能実習制度に詳しい全統一労働組合(東京)によると、実習生が除染作業に従事したことが明らかになるのは初めて。厚生労働省によれば、制度の対象は、建設や食品製造など七十七職種百二十九作業だが、除染は含まれていない。同ネットワークによると、男性は2015年九月に来日。福島県内で講習を受けた後、盛岡市の建設会社と契約し、実習を始めた。契約文書の作業内容の欄には「建設機械・解体・土木」と記載され、除染に

関しては説明もなかったという。一五年十月〜一六年三月、福島県郡山市の道路や住宅などで土壌をばき取る除染作業をした。一六年九月〜十二月、避難指示区域が解除される前の福島県川俣町で、被災した建物の解体作業に当たった。現場で線量を測定している人がいるなどしたため不審に思い、全統一労働組合に相談した。技能実習中は月額約十五万円の報酬が支給された。除染作業の手当は環境省の規定で一日六千六百円だったが、受け取っていたのは二千円だったという。男性は「(除染作業と事前に知っていたら)絶対に来なかった」とも述べた。

3/15 (木)
毎日新聞
(朝刊) 28面

3/15 (木)
東京新聞 (朝刊) 7面

除染作業技能実習生に

制度の対象外 ベトナム男性「知らされず」

外国人技能実習制度で来日したベトナム人男性(24)が14日、国会内で記者会見し、2015〜16年に福島県内で東京電力福島第一原発事故に伴う除染作業に従事していたことを明らかにした。除染は実習制度の対象職種でなく、法務省は雇い主側から事情を聞くなどして男性の実習内容について調査している。

男性や支援者によると、男性は15年9月、ほかのベトナム人男性2人とともに来日。3人は実習先の盛岡市の建設会社で建設機械の取り扱いを学ぶことになっていたが、翌10月から約5か月間、福島県郡山市で除染作業に従事していた。市街地で側溝の泥をかき出し、土を入れ替えたりしていたという。

16年9月から約3か月間は、避難指示解除前の同県川俣町で住宅の解体作業に従事していた。男性は17年5月頃にインターネットで郡山市の実習が除染作業だ

と知り、実習先との関係が不調があったことから、同年11月、建設会社の寮から逃亡した。男性は「事前に危険な作業を知らなかったら来日しなかった。将来の健康が心配だ」と訴えている。

一方、実習先の建設会社の男性社長も取材に「3人に除染作業をさせていたことを認めた。社長は、福島県での除染や解体を請け負ったため、14年に建設会社を設立。働き手が集まら

ず、実習生に頼ったという。3人は同社にとって初めての実習生だった。実習生として作成する義務がある実習計画には、除染について記載しなかったという。

社長は「面接で通訳から説明していたので本人は納得していると思っていた。除染も建設機械を使った作業に変わりなく、わざわざ実習計画には盛り込まなかった」と話した。残りの2人は現在も同社で働いているという。

座に不正行為とほいえない可能性もある。早急に作業内容や目的など実態を把握したい」としている。

男性の問題を受け、同省などは14日、除染作業は技能実習の趣旨にそぐわない」とする見解を公表した。

3/15 (木)
読売新聞
(朝刊) 38面

3/15 (木)
日経新聞
(朝刊) 41面

実習生が除染「不適切」

ベトナム人男性の問題受け

法務省見解

技能実習生として来日したベトナム人男性(24)が福島県郡山市で除染作業に従事していた問題で、法務省は14日、「除染は技能実習の趣旨にそぐわない」との見解を公表した。今後、実習生を

受け入れる企業などに、除染に従事させないなどの誓約書を提出させる。技能実習は外国人が日本で働くことを通じて技能・技術・知識を習得し、母国の経済発展に生かすのが目的。法務省は14日

付の文書で「除染は一般的に海外で行われる業務ではない。放射線被曝の恐れがあるため、十分な教育を要する環境は、実習生が技能習得に専念できる環境とは言いがたい」として趣旨にそぐわないと結論づけた。

一方、ベトナム人男性らは同日、東京・永田町の衆院第2議員会館で記者会見した。男性を支援する全統一労働組合(東京・台東)の佐々木史朗書記長は「除染は制度の趣旨に反する。本人の同意を得ず、十分な教育をせずに作業させたのは問題」と批判した。男性は会場で「除染を知っていたら絶対に日本に来なかつた。将来健康に影響が出ないか心配と述べた。同組合などに訴える」と訴えた。2015年9月に来日。同年10月から16年3月まで、受け入れ先の岩手県の建設会社に指示され、福島県郡山市の住宅地などの除染に数回にわたり従事した。16年3月以降は、避難指示が解除される前の福島県川俣町などで、被災建物の解体をした。

報道発表資料



平成30年2月19日
法務省入国管理局

平成29年の「不正行為」について

平成29年に外国人の研修・技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した外国人研修生・技能実習生の受入れ機関は、213機関となりました。

- 1 平成29年に「不正行為」を通知した機関は213機関でした。これは平成28年の239機関と比べると10.9%の減少、平成27年の273機関と比べると22.0%の減少となっており、2年連続で減少しました。
- 2 受入れ形態別にみると、企業単独型の受入れ機関は3機関（1.4%）、団体監理型の受入れ機関は210機関（98.6%）です。
- 3 「不正行為」を通知した団体監理型の受入れ機関（210機関）の内訳は、監理団体が27機関（12.9%）、実習実施機関が183機関（87.1%）です。
- 4 「不正行為」の類型別の件数（注）は299件です。
前年と同じく、労働時間や賃金不払等に係る労働関係法令の違反に関する「不正行為」が163件（54.5%）と最も多く、次いで、「不正行為」を隠蔽する目的で偽変造文書等を行使又は提出したことに係る「不正行為」が73件（24.4%）となっています。

（注）一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があります、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しません。

添付資料

平成29年の「不正行為」について

本件問合せ先

法務省入国管理局入国在留課

梅原 (TEL 03-3580-4111 内線2758)

荒井 (TEL 03-3580-4111 内線2764)

【広報資料】

平成29年の「不正行為」について

平成29年の「不正行為」について

入国管理局においては、研修・技能実習に関して不適正な行為を行った機関に対し、「不正行為」を行ったと認められる旨を通知し、当該「不正行為」が研修・技能実習の適正な実施を妨げるものであった機関について、「不正行為」が終了した日から法務省令で規定する期間を経過するまで、研修生・技能実習生の受入れを認めないこととしている。

平成29年に研修・技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した機関の受入れ形態別、「不正行為」の種類別の状況及び具体例は次のとおりである。

なお、昨年11月に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（「以下「技能実習法」という。）が施行されたが、本件「不正行為」の通知は、技能実習法施行前の旧制度に基づいて行ったものである。

1 受入れ形態別

(1) 受入れ形態別「不正行為」機関数（表1）

平成29年に「不正行為」を通知した機関は213機関であり、受入れ形態別では、企業単独型が3機関（1.4%）、団体監理型が210機関（98.6%）である。団体監理型での受入れについて、受入れ機関別では、監理団体が27機関（12.9%）、実習実施機関が183機関（87.1%）である。

平成28年の239機関と比較すると10.9%の減少、平成27年の273機関と比較すると22.0%の減少であり、2年連続で減少した。

（表1）受入れ形態別「不正行為」機関数

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
企業単独型		2	0	0	0	3	2	3
団体 監理型	監理団体	14	9	20	23	32	35	27
	実習実施機関	168	188	210	218	238	202	183
計		184	197	230	241	273	239	213

(2) 企業単独型での実習実施機関に対する通知（表1）

平成24年から平成26年までの間に「不正行為」を通知した企業単独型での実習実施機関はなかったが、平成27年の3機関、平成28年の2機関に続き、平成29年は3機関に「不正行為」を通知した。

(3) 団体監理型での受入れ機関に対する通知

① 監理団体の種類別「不正行為」機関数（表2）

平成29年に「不正行為」を通知した27機関のうち26機関を事業協同組合が占めており、事業協同組合が高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

(表2) 監理団体の種類別「不正行為」機関数

	平成27年	平成28年	平成29年
事業協同組合	31	33	26
農業協同組合	1	0	1
商工会	0	2	0
その他の団体	0	0	0
計	32	35	27

② 実習実施機関の業種別「不正行為」機関数 (表3)

平成29年に「不正行為」を通知した183機関を業種別でみると、「繊維・衣服関係」が94機関(51.4%)と過半を占め、次いで、「農業・漁業関係」が39機関(21.3%)と続いており、この2業種で7割以上を占めている。

(表3) 団体監理型での実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

	平成27年	平成28年	平成29年
繊維・衣服関係	94	61	94
農業・漁業関係	67	67	39
食品製造関係	19	13	15
建設関係	20	38	14
機械・金属関係	10	14	9
その他	28	9	12
計	238	202	183

2 類型別

(1) 類型別「不正行為」件数 (表4, 5)

平成29年に「不正行為」を通知した213機関について、類型別にみた通知件数は、299件であるところ(一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があるため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しないもの。),「賃金等の不払」が139件(46.5%)と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が73件(24.4%),「労働関係法令違反」が24件(8.0%)と続いている。

また、「賃金等の不払」を含む労働関係法令違反に関する「不正行為」は163件(54.5%)であり、これらが高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

※ 平成22年7月に技能実習法施行前の旧制度が施行されたが、平成22年の法改正前に行われた行為については、平成22年の法改正前の上陸基準省令の規定に沿った「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成19年改訂)」(以下「旧指針」という。)に基づき「不正行為」を通知し、技能実習法施行前の旧制度に行われた行為については、技能実習法施行前の上陸基準省令の規定に基づき「不正行為」を通知している。

なお、平成26年以降、旧指針に基づき「不正行為」を通知した機関はない。

(表4) 類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	1	1	0	0	0	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	39	39	0	38	38	0	10	10
名義貸し	名義貸し	0	33	33	0	51	51	0	10	10
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	62	62	0	94	94	0	73	73
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	2	158	0	0	143	0	4	148
	旅券・在留カードの取上げ		9			16			2	
	賃金等の不払		138			121			139	
	人権を著しく侵害する行為		9			6			3	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	5	0	1	12	0	0	8
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査，相談体制構築等の不履行」		5			11			8	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	24	24	0	23	23	0	18	18
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	35	35	0	13	13	0	24	24
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	1	1	0	3	3	0	1	1
	保証金の徴収等		4	4		4	4		3	3
	講習期間中の業務への従事		8	8		2	2		3	3
	営利目的のあっせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
	計	0	370	370	0	383	383	0	299	299

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。なお、(表5) から (表8) までにおいても同じ。

(表5) 平成29年 類型別受入れ形態別「不正行為」件数(上陸基準省令)

	企業 単独型	団体監理型		計
		監理団体	実習実施 機関	
暴行・脅迫・監禁	0	0	4	4
旅券・在留カードの取上げ	0	1	1	2
賃金等の不払	0	3	136	139
人権を著しく侵害する行為	0	0	3	3
偽変造文書等の行使・提供	0	22	51	73
保証金の徴収等	0	1	2	3
講習期間中の業務への従事	0	2	1	3
二重契約	0	0	1	1
技能実習計画との齟齬	0	3	7	10
名義貸し	3	1	6	10
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」	0	/	0	0
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監 査, 相談体制構築等の不履行」	/	8	/	8
行方不明者の多発	0	0	0	0
不法就労者の雇用等	0	0	18	18
労働関係法令違反	0	0	24	24
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0
再度の不正行為	0	0	1	1
日誌等の作成等不履行	0	0	0	0
帰国時の報告不履行	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業	0	0	0	0
計	3	41	255	299

(2) 企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表6）

平成29年に「不正行為」を通知した3機関について、類型別にみた通知件数は、3件である。内訳は3件とも「名義貸し」である。

（表6）企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名義貸し	名義貸し	0	0	0	0	0	0	0	3	3
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業		0	/	0	0	/	0	0	/	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	2	0	0	3	0	0	0
	旅券・在留カードの取上げ		0			1			0	
	賃金等の不払		2			1			0	
	人権を著しく侵害する行為		0			1			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	1	1	0	0	0	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	1	1	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0
/	保証金の徴収等	/	0	0	/	1	1	/	0	0
/	雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	4	4	0	4	4	0	3	3

(3) 団体監理型での受入れ機関に係る類型別「不正行為」件数

① 監理団体に係る類型別「不正行為」件数（表7）

平成29年に「不正行為」を通知した27機関について、類型別にみた通知件数は、41件である。「偽変造文書等の行使・提供」が22件（53.7%）と最も多く、次いで、「監査，相談体制構築等の不履行」が8件（19.5%），「技能実習計画との齟齬」及び「賃金等の不払」がそれぞれ3件（7.3%）と続いている。

（表7） 監理団体に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
		旧指針	上陸基 準省令	小計	旧指針	上陸基 準省令	小計	旧指針	上陸基 準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	6	6	0	3	3	0	3	3
名義貸し	名義貸し	0	1	1	0	4	4	0	1	1
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	26	26	0	26	26	0	22	22
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	11	0	0	10	0	0	4
	旅券・在留カードの取上げ		3			3			1	
	賃金等の不払		6			6			3	
	人権を著しく侵害する行為		2			1			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	/	5	0	/	11	0	/	8
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査，相談体制構築等の不履行」		5			11			8	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	0	0	0	1	1	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	1	1	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	2	2	0	0	0
/	保証金の徴収等	/	2	2	/	1	1	/	1	1
/	講習期間中の業務への従事	/	1	1	/	1	1	/	2	2
/	営利目的のあっせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	53	53	0	59	59	0	41	41

② 実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表8）

平成29年に「不正行為」を通知した183機関について、類型別にみた通知件数は、255件である。「賃金等の不払」が136件（53.3%）と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が51件（20.0%）、「労働関係法令違反」が24件（9.4%）と続いている。

（表8）団体監理型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	1	1	0	0	0	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	33	33	0	35	35	0	7	7
名義貸し	名義貸し	0	32	32	0	47	47	0	6	6
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	36	36	0	68	68	0	51	51
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	2	145	0	0	130	0	4	144
	旅券・在留カードの取上げ		6			12			1	
	賃金等の不払		130			114			136	
	人権を著しく侵害する行為		7			4			3	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		/			/			/	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	23	23	0	22	22	0	18	18
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	33	33	0	13	13	0	24	24
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	1	1	0	1	1	0	1	1
	保証金の徴収等	/	2	2	/	2	2	/	2	2
	講習期間中の業務への従事	/	7	7	/	1	1	/	1	1
	営利目的のあっせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	313	313	0	320	320	0	255	255

3 「不正行為」の具体例

(1) 平成29年に「不正行為」を通知した件数の多かった類型の具体例は次のとおりである。

○ 賃金等の不払

「賃金等の不払」とは、技能実習生に対する手当又は報酬の一部又は全部を支払わなかった場合である。

【事例】 技能実習生からの相談を端緒に、縫製業を営む実習実施機関が、技能実習生6名に対し、約2年1月間にわたり、最低賃金を下回る基本給を支払っていたほか、時間外労働に対する賃金を時給300円などに設定していたことが判明し、不払の総額は6名分を合わせて約2,100万円に達した。

○ 偽変造文書等の行使・提供

「偽変造文書等の行使・提供」とは、外国人の研修・技能実習に係る「不正行為」に関する事実を隠蔽する目的で、偽造・変造された文書・図画、虚偽の文書・図画を行使又は提供していた場合である。

【事例】 技能実習生からの相談を端緒に賃金の不払が判明した事案において、縫製業を営む実習実施機関（上記「賃金等の不払」と同一機関）が、技能実習生に対する賃金の不払を隠蔽する目的で、実際に支給した賃金とは異なる金額を記載した虚偽の内容の源泉徴収票を地方入国管理局に提出した。

○ 労働関係法令違反

「労働関係法令違反」とは、技能実習の実施に関して、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があり、技能実習の適正な実施を妨げた場合である（「暴行・脅迫・監禁」、「賃金等の不払」及び「人権を著しく侵害する行為」に該当する行為を除く。）。

【事例】 監理団体からの報告により、溶接業を営む実習実施機関が、技能実習生に対して、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別条項の回数及び限度時間を超える違法な時間外労働を行わせ、最大で1か月165時間の時間外労働を行わせたことが判明した。

○ 不法就労者の雇用等

「不法就労者の雇用等」とは、①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合である。

【事例】 建設業を営む実習実施機関は、技能実習生の他に雇用していた不法残留中の外国人等に違法に就労させていたとして、警察及び地方入国管理局の摘発を受け、出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）により罰金30万円が確定した。

(2) これらのほか、次のような事例がある。

○ **技能実習計画との齟齬**

「技能実習計画との齟齬」とは、地方入国管理局への入国・在留諸申請の際に提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施していなかった場合である。

【事例】 技能実習生が出国確認時に、帰国を強制されている旨訴えたことを端緒に、食品製造業を営む実習実施機関が、工場における「惣菜製造業」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生を、食堂において主に掃除や皿洗い等に從事させていたことが判明した。

○ **名義貸し**

「名義貸し」とは、地方入国管理局への申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させていた場合や当該他の機関において技能実習を実施していた場合であり、名義を貸した機関及び名義を借りた機関の双方がこの不正行為の対象になる。

【事例】 技能実習生からの相談を端緒に、縫製業を営む実習実施機関2機関が、「婦人子供服製造」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生を、一方の実習実施機関のミシン等の設備が不十分であることを理由として、3年以上の間、他方の実習実施機関において作業に従事させていたことが判明した。

○ **暴行・脅迫・監禁**

「暴行・脅迫・監禁」とは、技能実習生に対して暴行、脅迫又は監禁を行っていた場合である。

【事例】 技能実習生からの相談を受けていた支援者からの情報提供を端緒に、建設業を営む実習実施機関の従業員が、技能実習生に対して、「日本語を理解しない」等を理由に叩く、殴る、蹴る等の暴行を恒常的に行っていたことが判明した。

○ **人権を著しく侵害する行為**

「人権を著しく侵害する行為」とは、技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行った場合である。

【事例】 労働局からの通報を端緒に、食品加工業を営む実習実施機関が、タイムカードの打刻を忘れることに対し、1回当たり1,000円の罰金を技能実習生に課しており、総額で10万円以上の罰金を不当に控除していたことが判明した。

技能実習生の失踪者数の推移

(人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	2,005	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089
ベトナム	496	828	1,022	1,705	2,025	3,751
中国	1,177	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594
カンボジア	-	-	-	58	284	656
ミャンマー	7	7	107	336	216	446
インドネシア	124	114	276	252	200	242
その他	201	304	377	336	346	400

(注1)「カンボジア」は、平成27年から集計しており、平成24年から平成26年は「その他」に含まれる。

技能実習制度の現状

平成30年3月26日

OTIT 外国人技能実習機構

目次

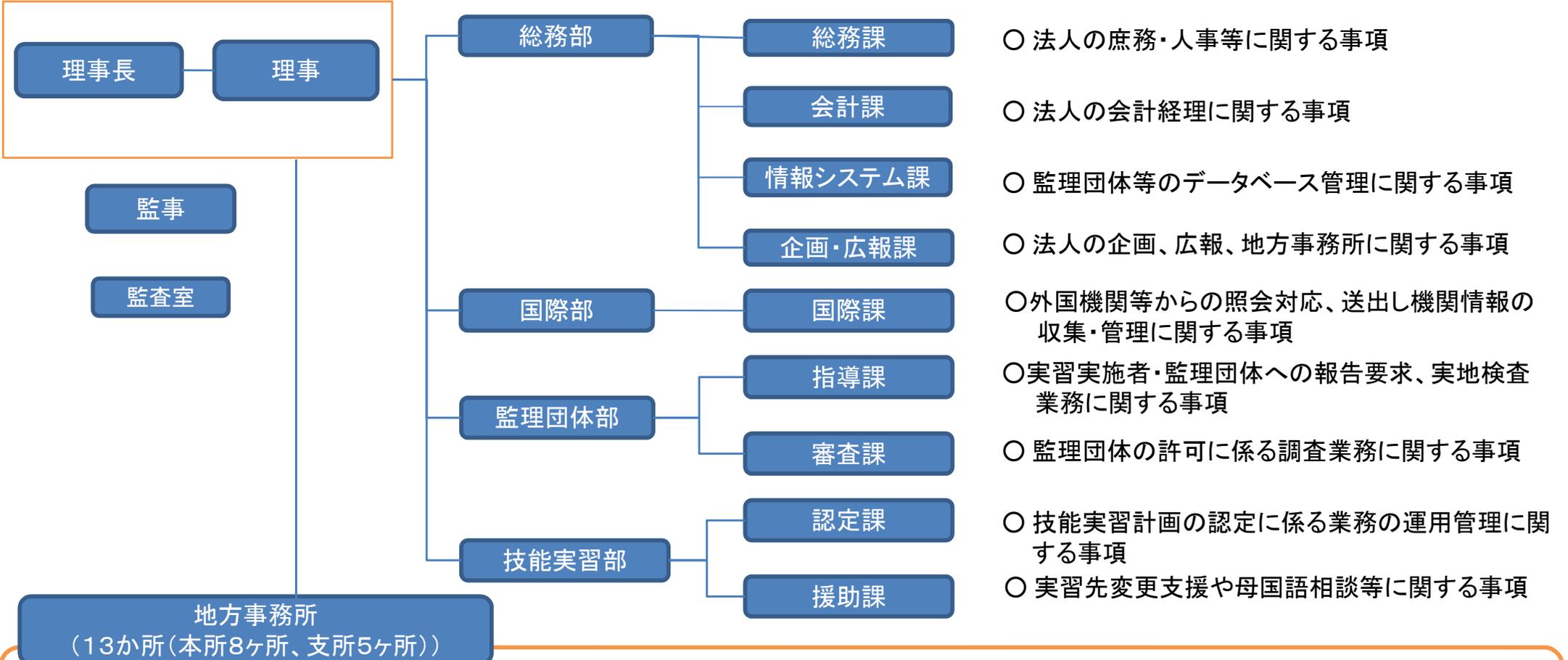
1 . 機構の概要	1
2 . 機構の主な業務	4
3 . 技能実習生の支援・保護	9
4 . 各種統計	14

1. 機構の概要

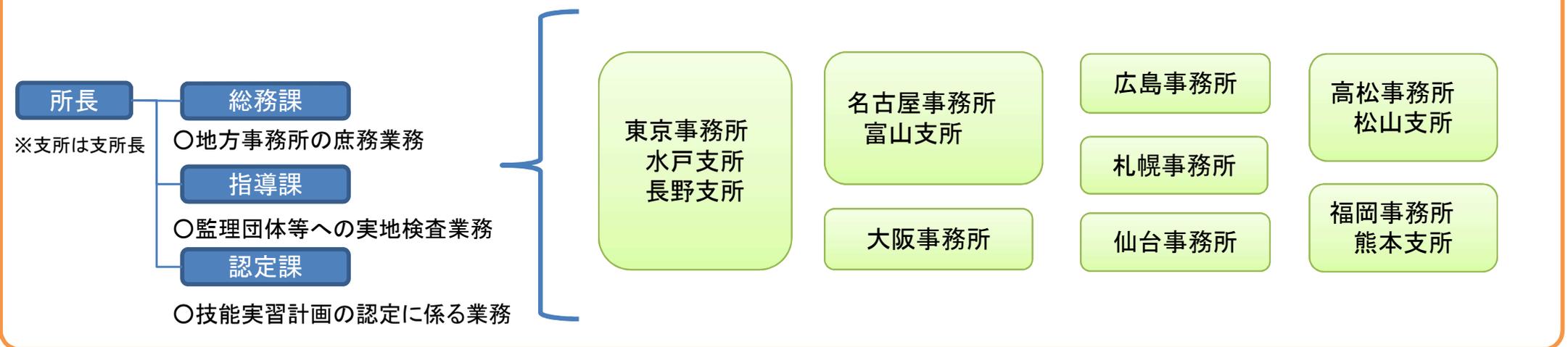
外国人技能実習機構について

- 設置根拠 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 法人形態 認可法人(法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可)
- 目的 外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。
- 役職員
 - 理事長 鈴木 芳夫
 - 理事 達谷窟 庸野
 - 川村 修行
 - 監事 金原 主幸
 - 藤川 裕紀子(非常勤)
- 設立 平成29年1月25日(設立登記日)
- 予算
 - 資本金 1億9,304万円(国からの出資額)
 - 交付金 34億9,685万円(平成29年度予算額)
- 業務内容
 - 1. 技能実習計画の認定
 - 2. 実習実施者や監理団体への実地検査
 - 3. 実習実施者の届出の受理
 - 4. 監理団体の許可に関する調査
 - 5. 技能実習生に対する相談・援助 等
- 本部連絡先等 〒108-0075 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階
Tel. 03-6712-1523(代表) URL: <http://www.otit.go.jp>

機構の組織・体制について



地方事務所 (13か所(本所8ヶ所、支所5ヶ所))



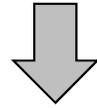
2. 機構の主な業務

監理団体の許可・技能実習計画の認定

監理団体の許可

監理団体
(事業協同組合等)

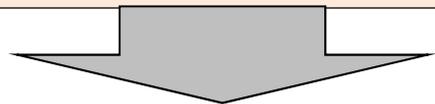
監理団体の許可申請



団体の体制等を予備審査

- 許可基準に適合すること
 - ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
 - ・ 外部役員を設置又は外部監査の措置を行っていること など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告



主務大臣

監理団体の許可

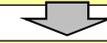


技能実習計画の認定手続へ

技能実習計画の認定等

実習実施者
+ 監理団体

技能実習計画の作成



実習実施者

技能実習計画の認定申請



計画の内容や受入体制の適正性等を審査

- 認定基準に適合すること
 - ・ 実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
 - ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

技能実習計画の認定



実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等



法務大臣（地方入管局）

在留資格認定証明書の交付等



※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

実習生の受入れ

監理団体の許可申請手続

1 監理団体の許可

技能実習法に基づき、団体監理型で技能実習生を受け入れる（技能実習生と実習実施者の雇用契約の成立のあっせんを行うことを含む。）ためには、まずは、主務大臣から監理団体の許可を受けることが必要。
監理団体の許可のための事務は、外国人技能実習機構（機構）が行う。

2 監理団体の許可の区分

監理団体の許可には、次の二つの事業区分がある。
どの段階までの技能実習の監理事業を行うのかを確認の上、許可申請を行うことが必要。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年又は5年※
一般監理事業	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号	5年又は7年※

※前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

技能実習計画の認定申請手続

1 技能実習計画の認定

技能実習法に基づき、技能実習生を受け入れるためには、技能実習生ごとに「技能実習計画」を作成し、その技能実習計画が適当である旨、外国人技能実習機構（機構）の認定を受けることが必要。

2 技能実習計画の種類

技能実習の受入れ形態は2種類（企業単独型及び団体監理型）あるほか、その形態ごとの第1号、第2号又は第3号の技能実習の区分に応じて、その都度、申請者（技能実習を行わせようとする方）が計画を作成。

- 団体監理型の場合、監理団体（あらかじめ機構に対して申請の上、監理団体の許可を受ける必要あり）の指導に基づいて計画を作成。
- 機構から技能実習計画の認定を受けた後は、別途、地方入国管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続が必要。

外国人技能実習機構が行う実地検査等

技能実習計画の認定、監理団体の許可に関連して、機構の職員が申請内容の事実関係の確認や、技能実習の状況について検査を行うもの。

(許可・認定の審査と共に、技能実習制度の適正な運用の確保のための中心的な役割を果たす業務)

【法附帯決議】

外国人技能実習機構は、実習実施者及び監理団体の実地検査について、適正かつ実効性のある検査が実施できる体制と専門性を確保するとともに、適時、予告をしない検査も含めて行うこと(以下略)

【検査の対象】 法案審議時に一貫して下記内容で答弁しているところ。

監理団体(約2,000団体)に対して年に1回程度、 実習実施者(約39,000)に対して3年に1回程度

【実施時期】 法施行日(平成29年11月1日)より順次実施。

* 平成30年1月31日までは、旧制度での受入が可能のため、本格的に検査件数が伸びていくのは平成30年2月以降。

3. 技能実習生の支援・保護

技能実習生の支援・保護 (1)

1. 技能実習生への相談対応

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話、メール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応を実施（平日 9：00～17：00）。

※地方事務所・支所の担当区域及び所在地等はP8参照

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、申告・相談が可。電話料金はフリーダイヤルで無料。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL
ベトナム語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-168	http://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	http://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	http://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、土 11:00～19:00	0120-250-197	http://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、土 11:00～19:00	0120-250-147	http://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、土 11:00～19:00	0120-250-198	http://www.support.otit.go.jp/soudan/th/

2. 技能実習法第49条第1項の申告について

実習生が母国語で法務大臣と厚生労働大臣に対して申告を行うことを支援。

- ・申告とは、技能実習生自らが、実習実施者又は監理団体等の技能実習法令の違反行為について、法務大臣又は厚生労働大臣に申告することをいう。
- ・実習実施者及び監理団体等は申告したことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないとされている。

技能実習生の支援・保護（2）

3. 実習生の実習先変更支援（実習継続困難時）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（参考）技能実習法第51条第1項

実習実施者や監理団体には、技能実習法第51条第1項において「技能実習実施困難時届出（様式第18号）」や「事業廃止届出書・事業休止届出書（様式第19号）」等を提出しようとする際、監理団体等が他の監理団体等との連絡調整その他必要な措置を講じるなど、実習生に対して円滑な実習先変更の支援を図ることが義務付けられている。

技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報の受付及び提供を行う「**監理団体向け実習先変更支援サイト**」（<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>）を開設。

4. 実習生の実習先変更支援（3号移行時）

第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった実習生は、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができる。

こうした実習生を支援するため、機構は、3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を提供する「実習生向け実習先変更支援サイト」（<https://www.support.otit.go.jp/jisshu/>）を開設。

5. 実習生への一時宿泊先の提供

実習生が監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない、又は宿泊することが相当でない場合には、機構として、当該実習生に対し、一時宿泊先の提供等の支援を行う。

支援の流れ

○実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談

- ・ 事情等の聴取、確認
- ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



○一時宿泊先の提供

- ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結。
- ・ 機構は相談を受けた実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



○一時宿泊施設における支援

- ・ 実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在。
- ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける。（費用は機構が負担）

技能実習生の支援・保護（4）

6. 実習生への技能検定等の受検手続支援

機構では、実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

7. 技能実習生手帳の配布

○作成部数 17万部

○作成言語 9か国語（ベトナム語、中国語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、モンゴル語、ミャンマー語、カンボジア語、英語）

○配布対象

- ①平成29年11月1日以降に新規に入国する技能実習生
- ②平成29年11月1日以降に技能実習第2号又は第3号に係る技能実習計画の認定を受け、引き続き在留が予定されている場合
- ③上記以外で配布希望がある場合

： 地方入国管理局で配布

： 本部、地方事務所・支所から監理団体に送付し、監理団体等を通じて配布

4. 各種統計

新たな技能実習制度における申請等件数 (1)

1 監理団体許可 (平成30年3月8日現在)

申請件数	許可件数
2,165件 (うち介護職種252件)	1,973件 (うち介護職種172件) うち一般監理事業 (※1) 676件 (介護職種75件) うち特定監理事業 (※2) 1,297件 (介護職種97件)

(※1) 一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年 (前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合)。

(※2) 特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年 (前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合)。

2 技能実習計画認定 (平成30年3月2日現在)

区分	申請件数	認定件数
企業単独型 (※3)	2,535件	1,329件
団体監理型 (※4)	83,608件	34,967件
計	86,143件	36,296件

(※3) 企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

(※4) 団体監理型とは、非営利の監理団体 (事業協同組合、商工会等) が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

新たな技能実習制度における申請等件数（2）

3. 相談件数（平成30年3月15日現在）

母国語相談件数	527件	（電話411件、メール109件、手紙7件）
うちベトナム語	390件	（電話301件、メール84件、手紙5件）
中国語	101件	（電話85件、メール14件、手紙2件）
インドネシア語	12件	（電話8件、メール4件）
英語	6件	（電話4件、メール2件）
フィリピン語	13件	（電話9件、メール4件）
タイ語	5件	（電話4件、メール1件）

【主な相談内容】

- 賃金に関すること（「残業代が支払われない」「給与から控除される費用が適切か」等）
- 労働時間に関すること（「勤務時間が約束と違う」「残業時間が算定されない」等）
- 職種に関すること（「当初聞いていた作業と異なる」「単純作業しかさせてもらえない」等）
- 3号移行に関すること（「具体的な手続きをどうすればよいか」等）
- 監理団体の許可に関すること
（「監理団体の許可がまだおりず、待機（又は一旦帰国）を余儀なくされ、不安だ」等）

新たな技能実習制度における申請等件数（3）

4. 申告・援助・支援件数（平成30年3月15日現在）

申告件数	0件
宿泊援助件数	0件
実習先変更支援件数	28件

【主な実習先変更理由】

- 実習実施者と技能実習生との間の諸問題
- 実習実施者の倒産・経営悪化

5. 受検支援件数（平成30年3月15日現在）

受検支援	15,843件
------	---------

建設分野における技能実習の実態について

1. 建設分野における外国人材の受け入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は、平成23年度から4倍以上に増加（1.3万人→5.5万人）
- 在留資格別では技能実習生が最も多く（H29.10時点：3.7万人）、近年増加傾向。

＞建設分野に携わる外国人材

（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H23→H29 増加率
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	86.3%
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	330.3%
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	438.8%
外国人建設就労者	-	-	-	-	401	1,480	2,738	-
専門的・技術的分野 の在留資格	1,122	1,268	1,434	1,785	2,324	3,238	4,415	293.5%
資格外活動	193	93	95	123	113	279	381	97.4%
身分に基づく在留資格	4,423	4,438	5,305	6,322	7,434	9,107	11,790	166.6%
不明	4	0	0	0	1	1	5	-

※外国人建設就労者は年度末時点(平成29年度は1月末現在)、その他は10月末時点の人数。
出典：外国人建設就労者は国交省調べ、その他は外国人雇用届出状況(厚生労働省)

2. 技能実習生の受入れに係る実態把握調査

外国人建設就労者受入事業に係る受入状況実態把握調査

- ・調査対象：外国人建設就労者を受入れている特定監理団体（118団体）、受入建設企業（722社）
- ・調査項目：外国人建設就労者及び技能実習生に関する賃金形態、求める能力、勤務状況、ニーズ等
- ・調査期間：平成30年1月12日～平成30年2月2日
- ・実施方法：平成29年度国土交通省委託事業（受託者：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株））として、外国人建設就労者の受入実態と併せて技能実習生に係る調査を実施
特定監理団体102団体、受入建設企業440社から回答を得た（回答率はそれぞれ87.2%、57.3%）

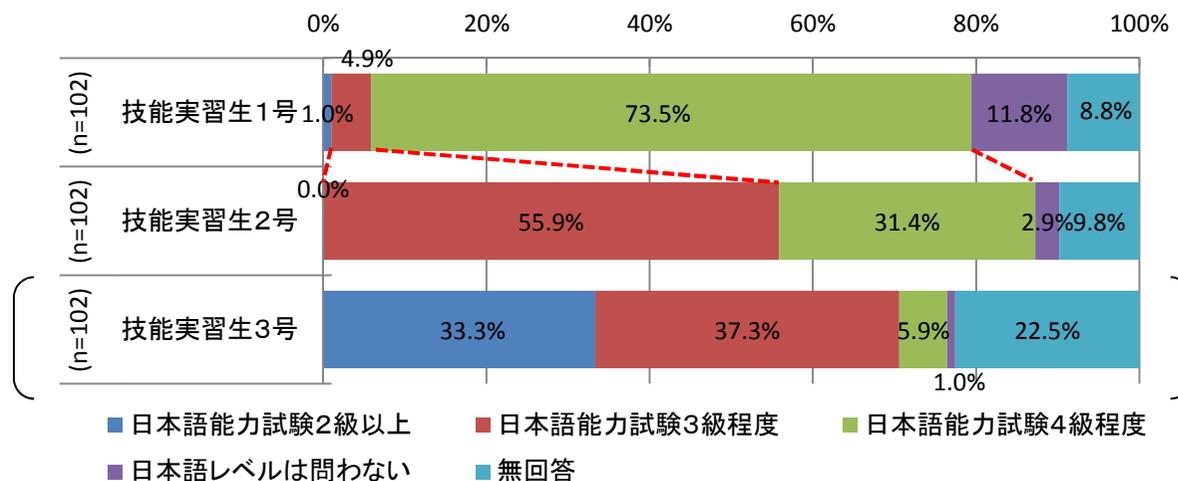
調査事項

- 技能実習生に関する事項
 - ①技能実習生に求める能力要件（日本語）
 - ②技能実習生に求める能力要件（技能）
 - ③技能実習生に対する講習の実施状況
 - ④技能実習生（3年目）の賃金形態
 - ⑤技能実習生の勤務状況
 - ⑥下請け工事の建設現場への入場に関する拒否状況
 - ⑦技能実習生の受入における工夫点
 - ⑧外国人技能実習制度の活用に係る課題
 - ⑨技能実習生の受入ニーズに関する今後の見通し

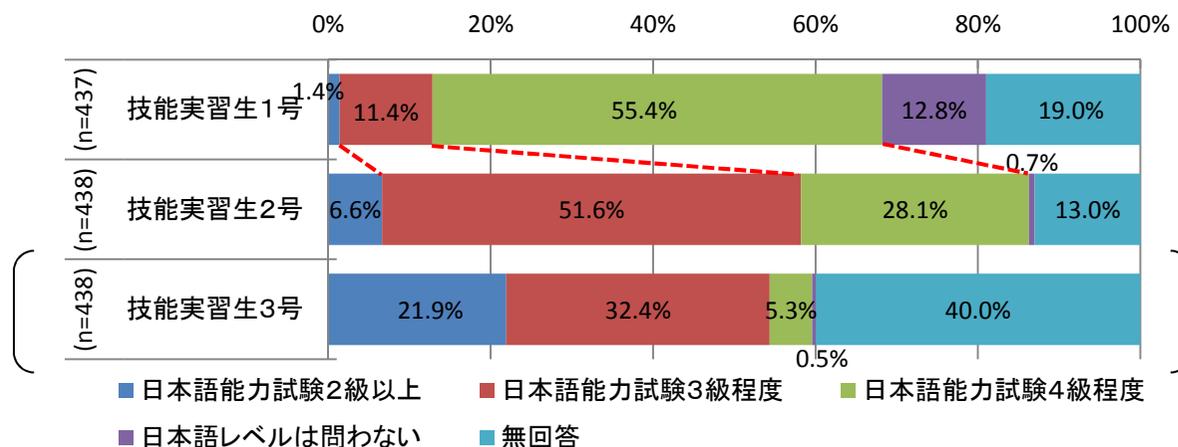
技能実習生に求める能力要件(日本語)

- 技能実習生の受入にあたって、特定監理団体および受入建設企業はいずれも滞在期間の長さに応じて求める日本語レベルが高くなる傾向にある。
- 技能実習生1号については日本語能力試験4級程度、2号については日本語能力試験3級程度を求める傾向にある。

技能実習生に求める日本語レベル(特定監理団体)



技能実習生に求める日本語レベル(受入建設企業)

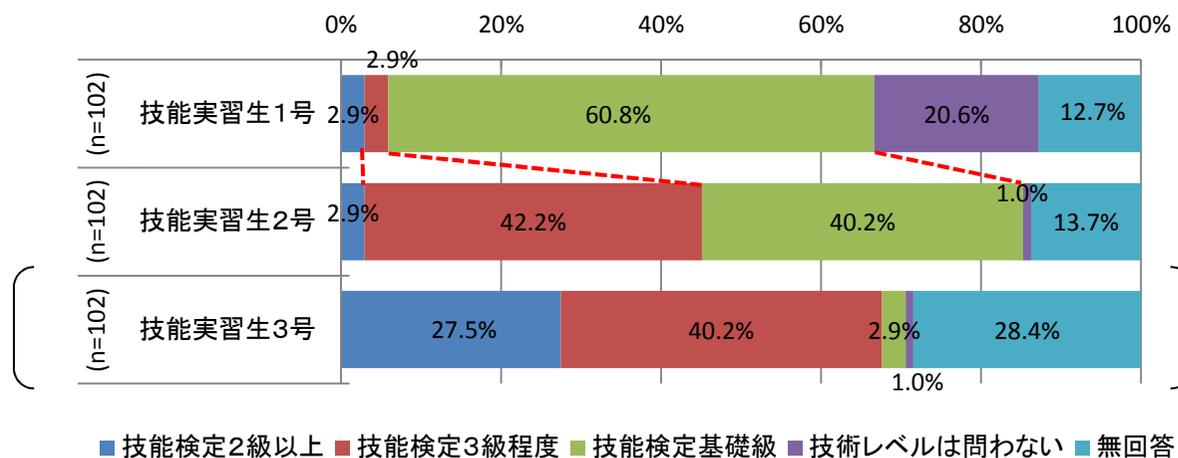


注釈) n値は当該設問を回答したサンプル数である。以下同様である。

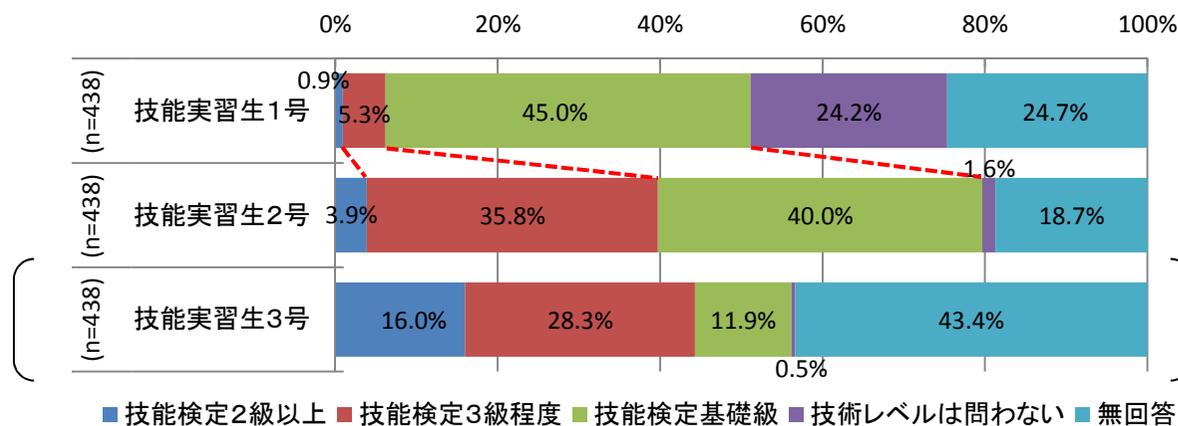
技能実習生に求める能力要件(技能)

- 技能実習生の受入にあつて、特定監理団体および受入建設企業はいずれも滞在期間の長さに応じて求める技能レベルが高くなる傾向にある。
- 技能実習生1号については技能検定基礎級、2号については技能検定基礎級または3級程度を求める傾向にある。

技能実習生に求める技能レベル(特定監理団体)



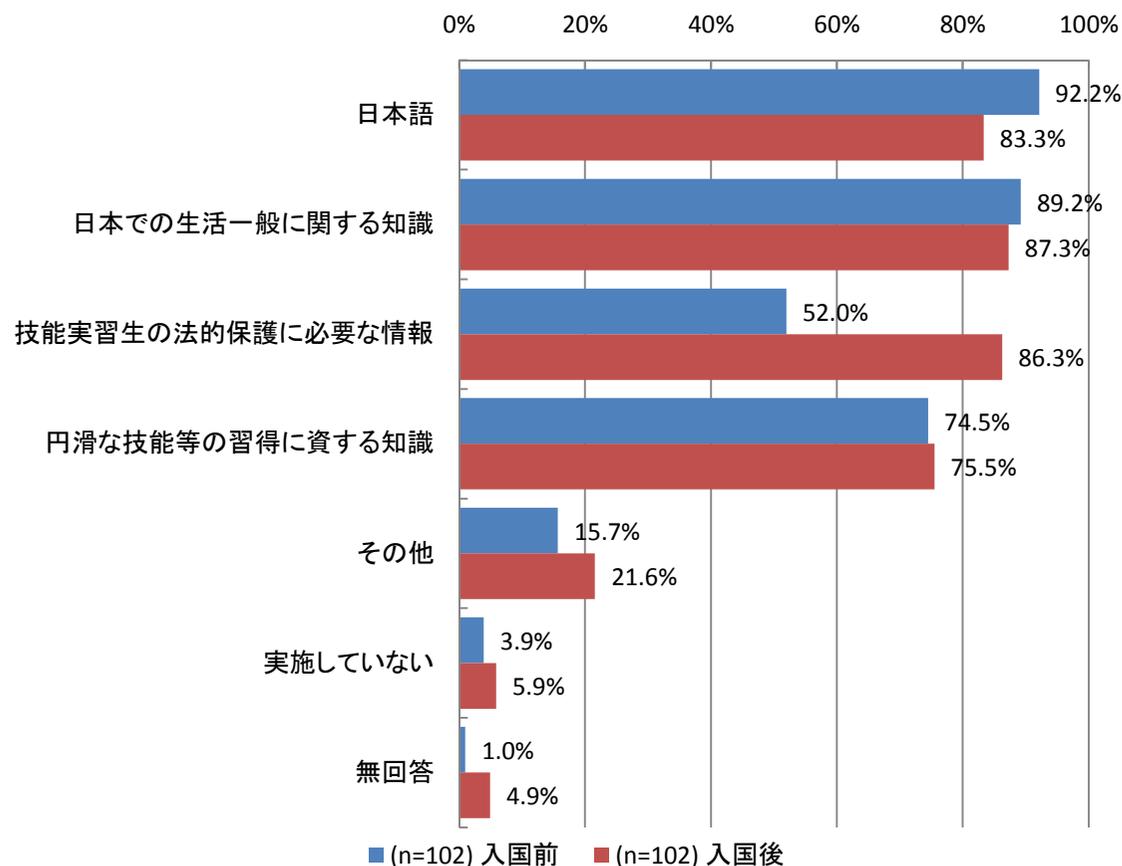
技能実習生に求める技能レベル(受入建設企業)



技能実習生に対する講習の実施状況

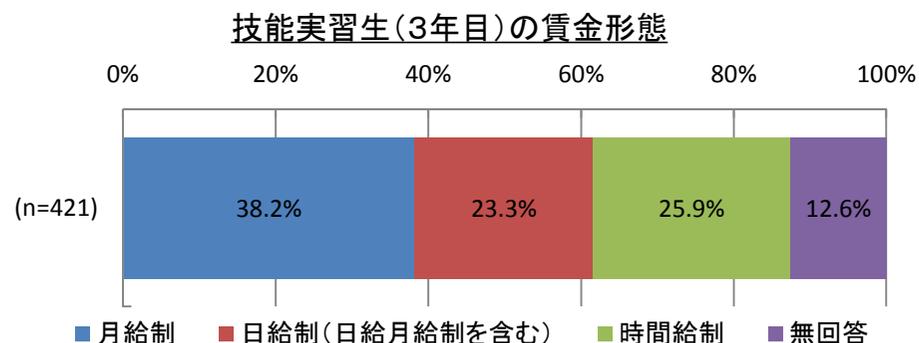
- 特定監理団体は技能実習生の入国前後のいずれにおいても、「日本語」、「日本での生活一般に関する知識」、「円滑な技能等の習得に資する知識」に関する講習を実施する割合が高い。
- 一方、「技能実習生の法的保護に必要な情報」に関する講習を入国後に行う団体が多くなっている。

技能実習生に対する入国前後の講習実施状況



技能実習生(3年目)の賃金形態(平成29年10月時点)

- 技能実習生(3年目)の賃金形態についてみると、月給制が38.2%と最も多くなっている。
- 技能実習生(3年目)の所定内賃金合計はいずれの賃金形態においても20万円未満が多い。



技能実習生(3年目)の所定内賃金合計

		20万円未満	20万円以上	無回答
月給制の事業所	n	93	3	65
	%	57.8%	1.9%	40.4%
日給制の事業所	n	39	14	45
	%	39.8%	14.3%	45.9%
時給制の事業所	n	55	6	48
	%	50.5%	5.5%	44.0%

	平均	最高
月給制の事業所	161,532円	274,202円
日給制の事業所	184,289円	288,000円
時給制の事業所	163,731円	280,300円

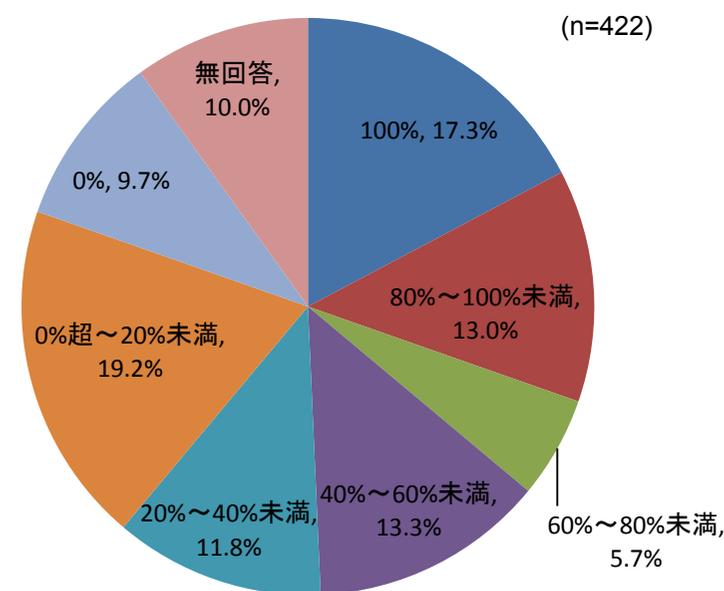
技能実習生の勤務状況 (平成29年10月時点)

- 技能実習生(3年目)の所定労働時間は平均8時間であり、所定労日数は平均23日である。
- 技能実習生(3年目)の1人当たり月間残業時間についてみると、「0時間超～10時間未満」が3割と最も多くなっている。
- 技能実習生の年次有給休暇取得率について、「100%」が17.3%と最も多くなっている。一方、「0%」が約1割を占めている。

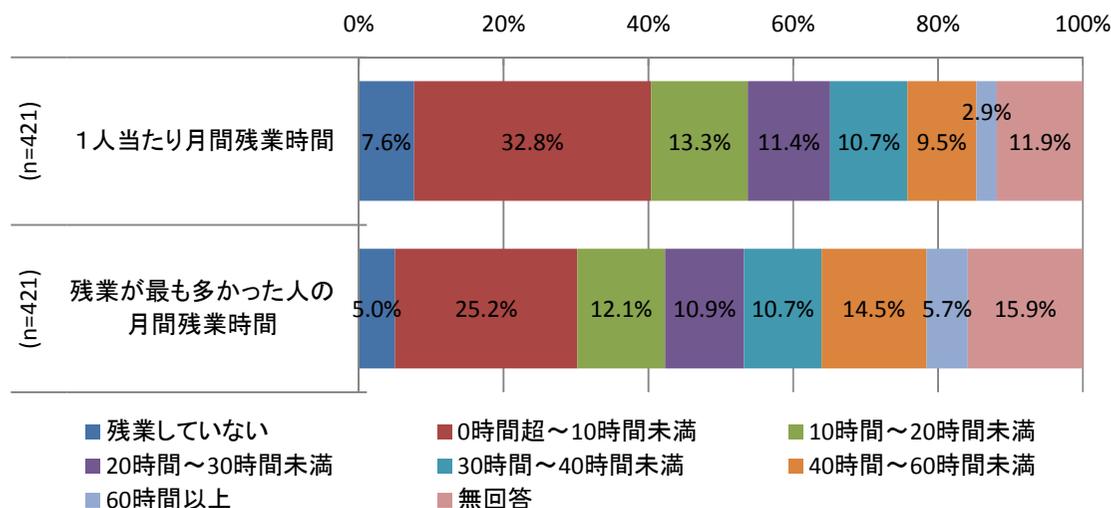
技能実習生(3年目)の所定労働時間および所定労働日数

	平均	最低	最高
所定労働時間 (n=375)	7.5時間	6.0時間	8.0時間
所定労働日数 (n=341)	22.9日	19.5日	27.0日

技能実習生の年次有給休暇取得率



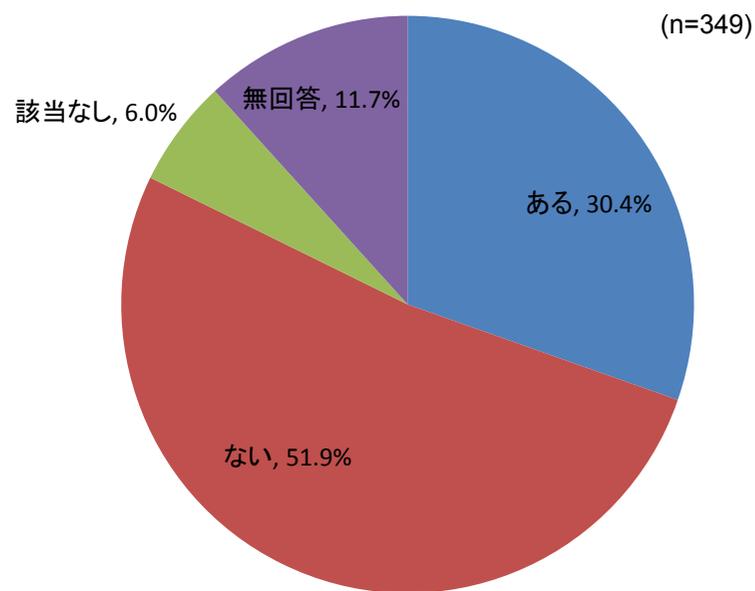
技能実習生(3年目)の月間残業時間



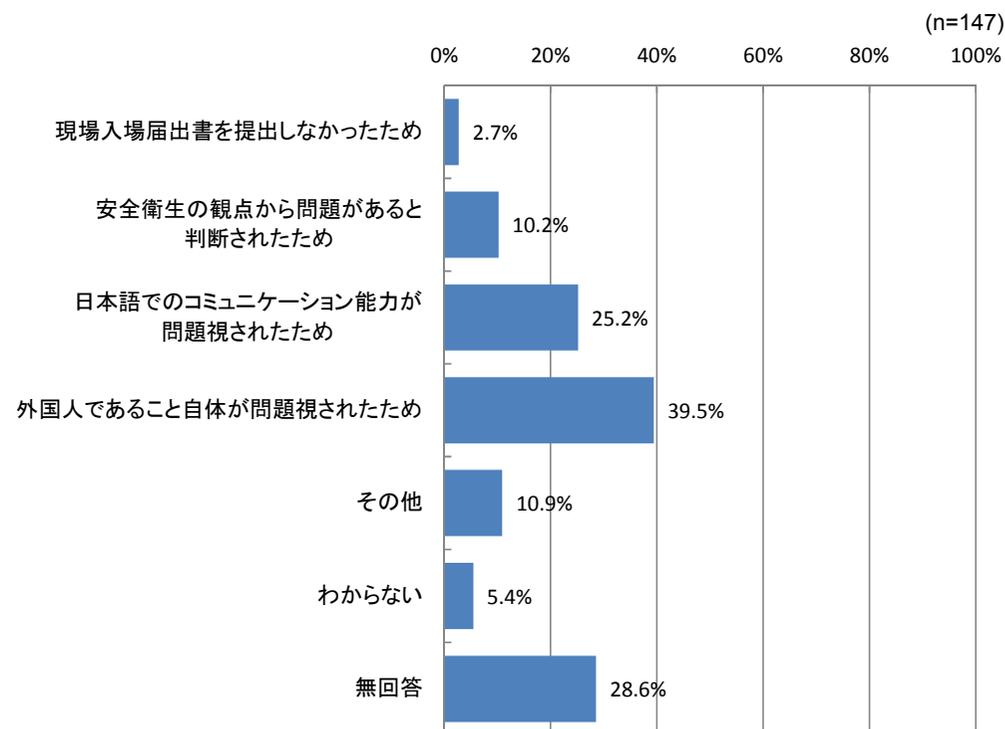
下請け工事の建設現場への入場に関する拒否状況

- 下請け工事の建設現場への入場にあたって、技能実習生の入場が元請企業に拒否されたことがあると回答した受入建設企業が全体の3割を占めている。
- 拒否された理由としては、「外国人であること自体が問題視されたため」が39.5%と最も多くなっている。次いで「日本語でのコミュニケーション能力が問題視されたため」(25.2%)、「安全衛生の観点から問題があると判断されたため」(10.2%)となっている。

技能実習生の現場入場に関する拒否状況



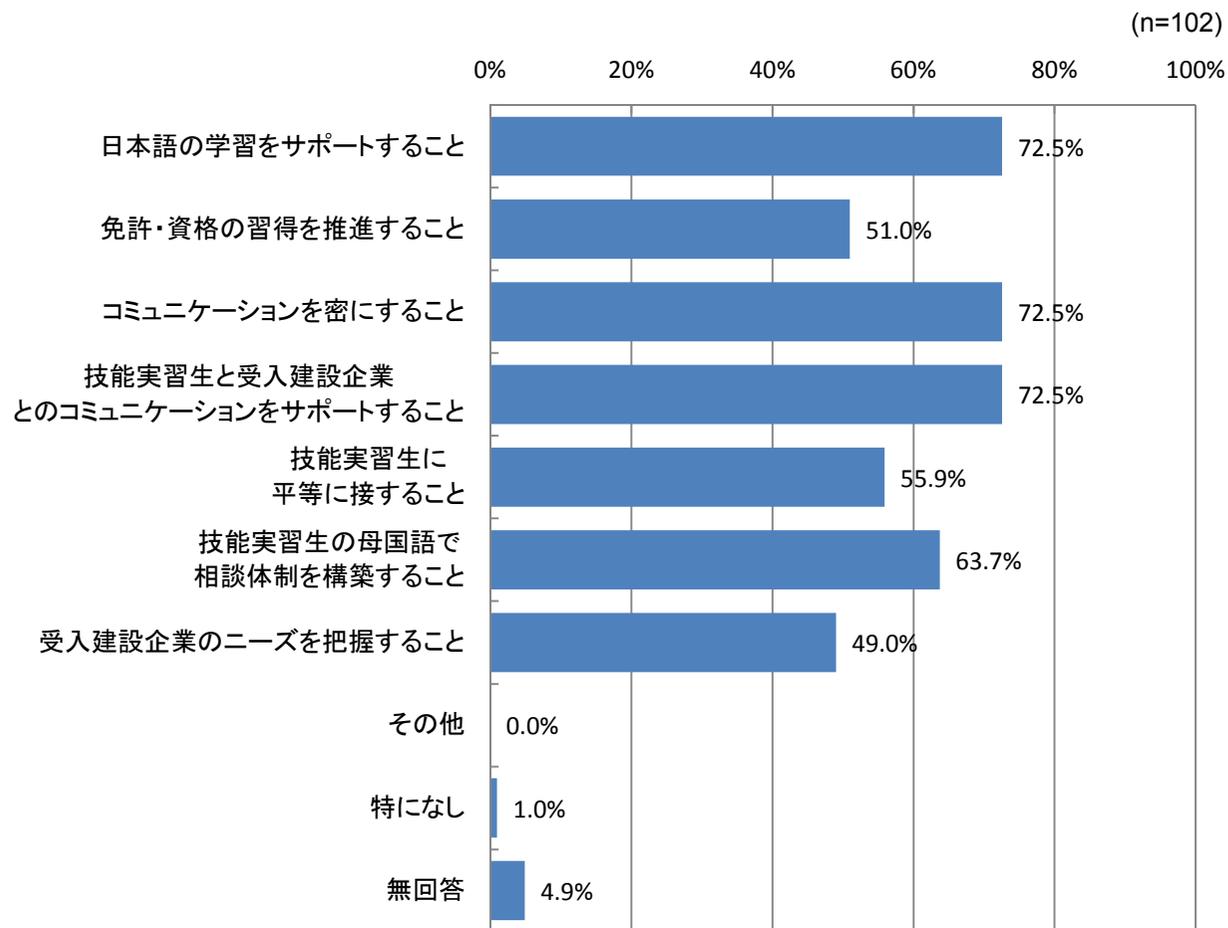
拒否された理由



技能実習生の受入れにおける工夫点

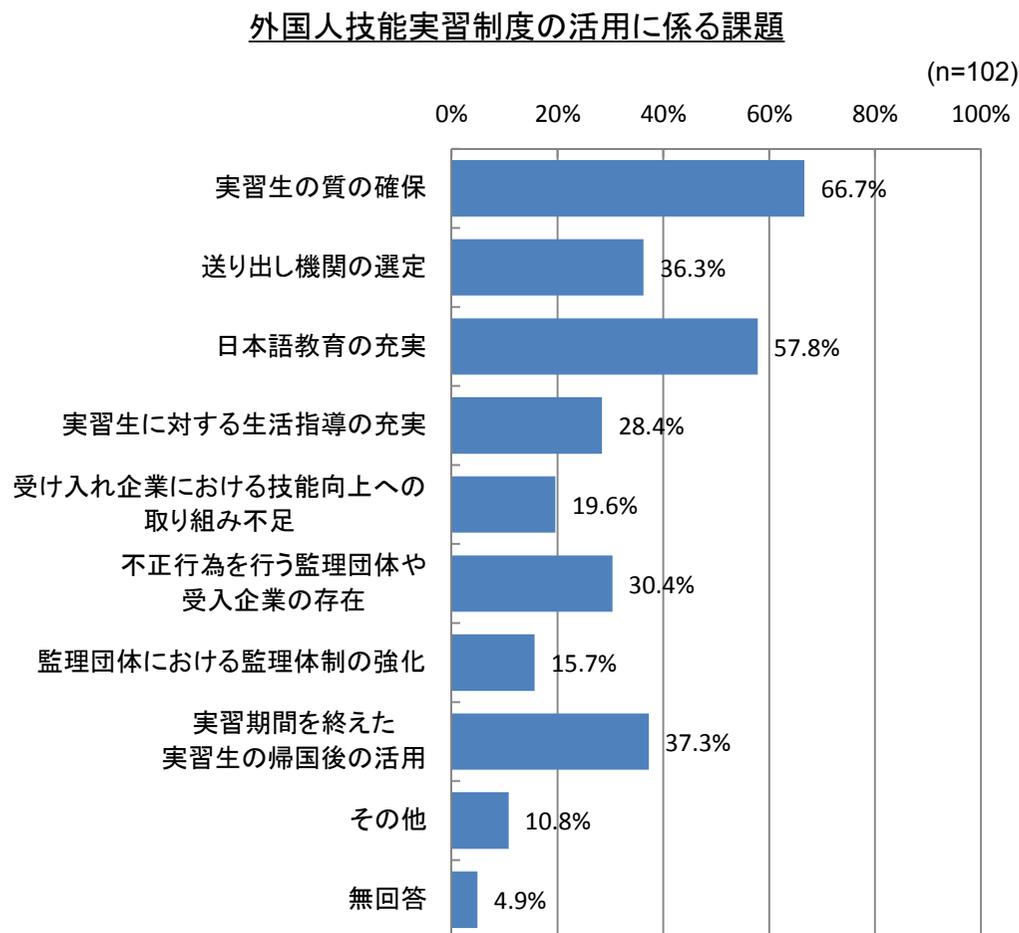
○技能実習生の受入に係る工夫点として、「日本語の学習をサポートすること」、「コミュニケーションを密にすること」や「技能実習生と受入建設企業とのコミュニケーションをサポートすること」を挙げた特定監理団体がいずれも72.5%を占めている。

技能実習生の受入における工夫点



外国人技能実習制度の活用に係る課題

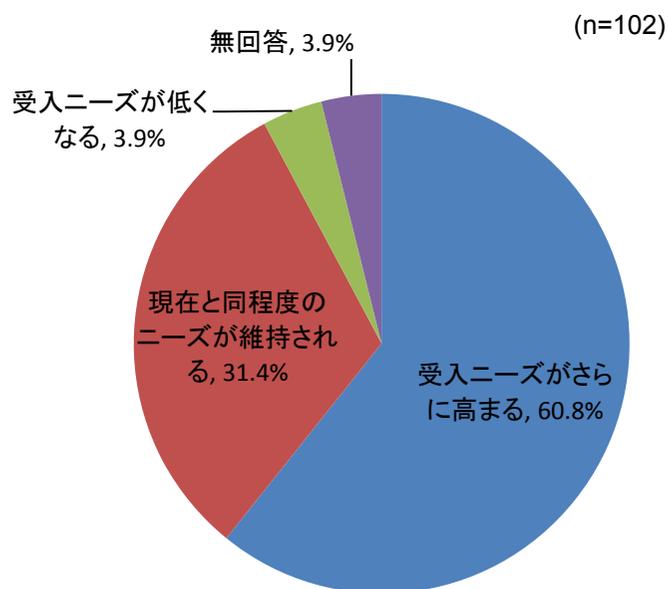
○外国人技能実習制度の活用に係る課題についてみると、「実習生の質の確保」(66.7%)、「日本語教育の充実」(57.8%)、「実習期間を終えた実習生の帰国後の活用」(37.3%)が上位3位を占めている。



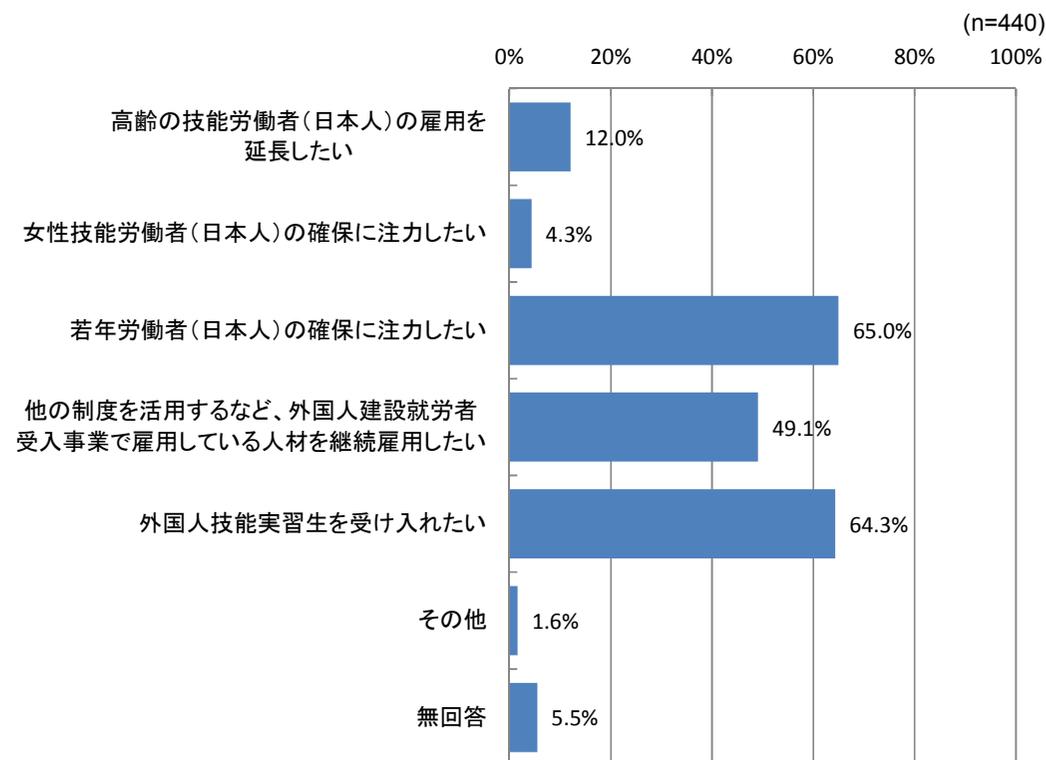
技能実習生の受入ニーズに関する今後の見通し

○技能実習生の受入ニーズについてみると、約6割の特定監理団体は「受入ニーズがさらに高まる」との見通しを示している。6割超の受入建設企業も若年労働者をはじめとする日本人人材の確保に注力しつつ、外国人技能実習生を受け入れたいとの意向を示している。

技能実習生の受入ニーズに関する
今後の見通し(特定監理団体)



外国人建設就労者受入事業終了後の
人材確保に関する考え方(受入建設企業)



(参考)事業協議会事前アンケート調査

技能実習生に関する事業協議会事前調査

- ・ 調査対象：専門工事業（とび、鉄筋、型枠、内装、建設機械関係）8団体の会員
- ・ 調査項目：技能実習生受入企業の概要、技能実習生の受入実態等
- ・ 調査期間：平成30年2月7日～平成30年2月21日
- ・ 実施方法：国土交通省から、専門工事業団体を通じて傘下会員へ調査表を配布
313社から任意での回答を得た

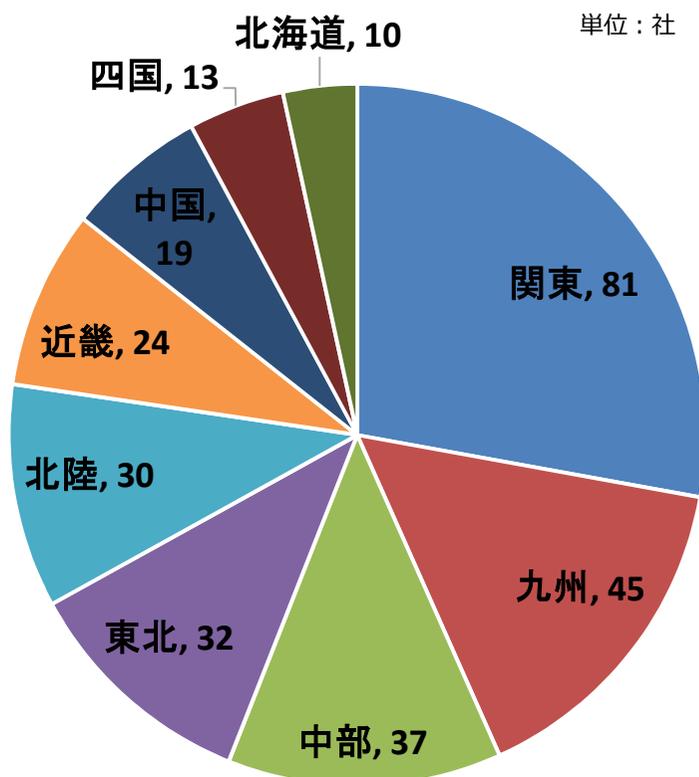
調査事項

1. 技能実習生受入企業の概要
 - ① 所在地（都道府県）
 - ② 事業所の従業員数（技能実習生／外国人建設就労者を除く）
2. 技能実習生の受入実態
 - ① 受入開始年度
 - ② 受入人数（受入開始からの延べ人数／現時点での受入人数）
 - ③ 職種・作業（複数回答可）
 - ④ 受入れを開始した理由
 - ⑤ 今後の見込み（受入れ継続か否か／その理由）
 - ⑥ 技能実習制度に関する課題・要望

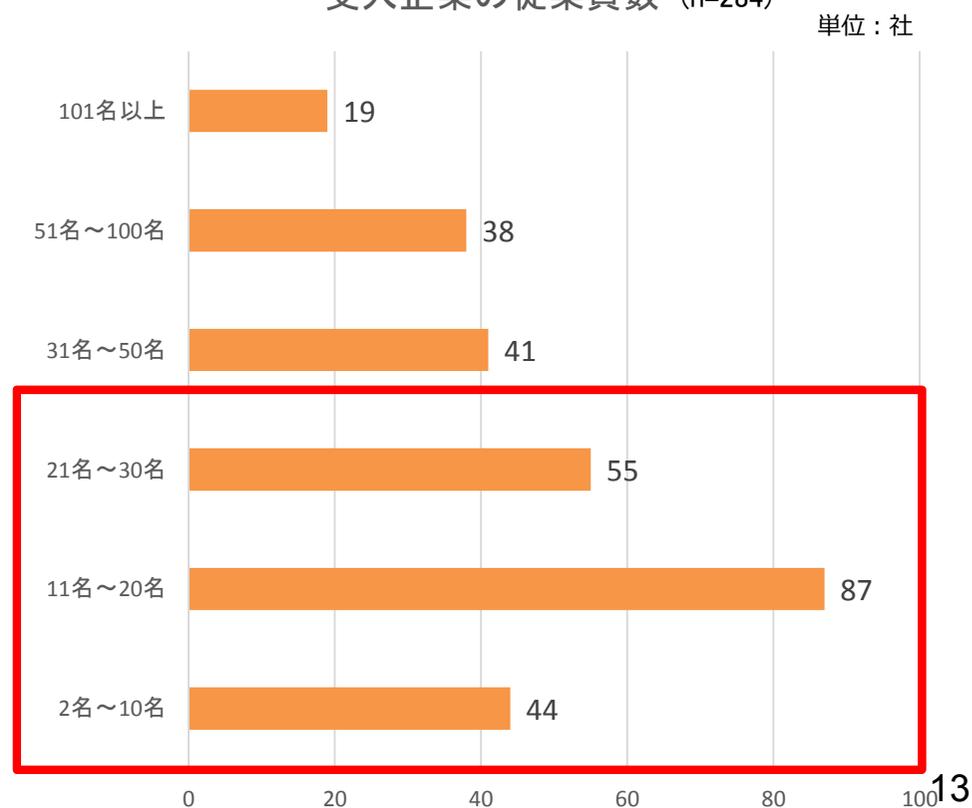
技能実習生受入企業の概要について

- 技能実習生を受け入れたことのある、受入企業は、地域別にみると、関東が最も多く、次いで、九州、中部となっている。
- 受入企業の従業員数は、11～20名の事業所が最も多く、30名以下の事業所が大半を占めている。

企業の所在地 (n=291)

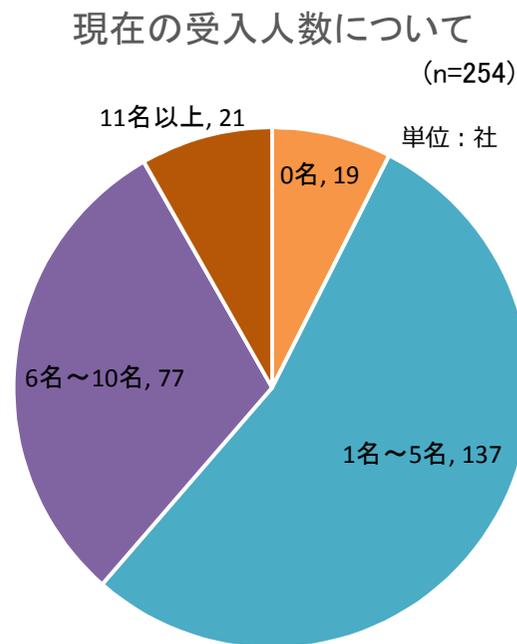
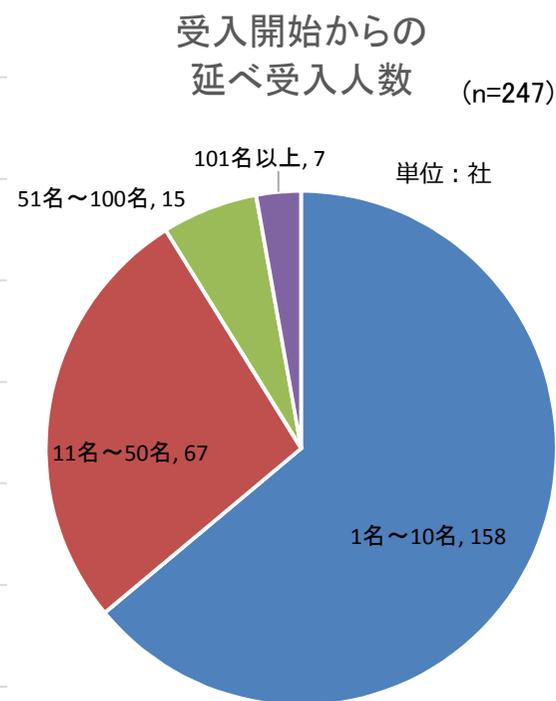
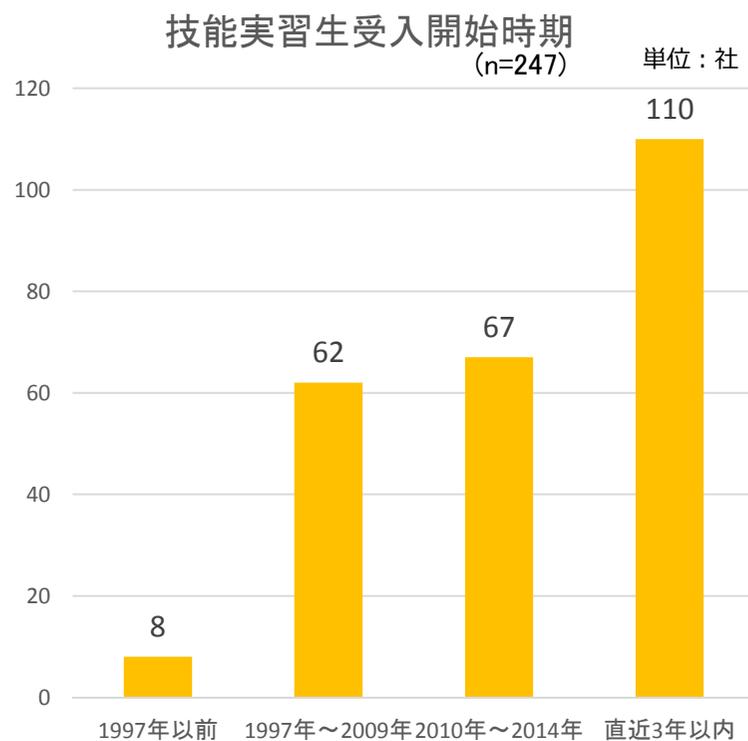


受入企業の従業員数 (n=284)



技能実習生の受入状況について

- 技能実習生の受入開始時期をみると、直近3年以内に技能実習生の受入れを開始した企業が一番多い。
※1997年、2010年は技能実習制度の改正時期
- 受入開始からの延べ受入人数は、1～10名と回答した企業がもっとも多かった。
- 現在の受入人数は、1名～5名と回答した企業が最も多かった。



技能実習生の受入に関する課題・要望など

- 技能実習生の受入れを開始した理由は「人手不足」との回答が大半を占めた。
- 今後も「受入れを継続する」と回答した企業の理由としては、「人手不足」、「技能実習生の就労意欲が高い」、「技能実習生は真面目」との回答が多かった。
- 今後は「受入れをしない」と回答した企業の理由としては「仕事量の減少」、「費用がかかる」との回答があった。
- 技能実習制度に対する要望としては、「受入期間の延長」、「入国前の日本語教育の向上」、「入国手続きの負担の軽減」、「現場入場の書類の削減」との回答が多かった。
※受入期間については、「3年間は短い」との回答もあり、制度改革を認識していない企業も見受けられた。

(参考)優秀外国人建設就労者表彰の実施

外国人建設就労者受入事業（※）において、秀でた建設技能・コミュニケーションスキルの習得により我が国の建設現場で活躍する外国人建設就労者を表彰する（本年度が初めての取り組み）。

※平成27年度から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始したところ（在留資格は「特定活動」）。

1. 背景とねらい

- ✓ 平成27年4月より即戦力となり得る外国人労働者の受入促進を図る「外国人建設就労者受入事業」を開始し、これまで、約3,000名の外国人建設就労者が我が国の建設現場で活躍。来年度末には約4,900名にのぼる受入となる見込み。
- ✓ 建設技能・コミュニケーションスキルの習得等に関する取組が顕著な外国人就労者を表彰することにより、就労者自らの更なる技能向上を促すとともに、他の外国人建設就労者のモチベーションの向上を期待。

2. 募集対象

外国人建設就労者のうち、以下のいずれについても優れていると認められる者

- A. 建設技能の向上に関する取組みが顕著
- B. 日本語能力の向上に関する取組みが顕著
- C. 地域社会との交流・友好親善への取組みが顕著

3. 選考結果等

- ✓ 特定監理団体又は受入建設企業から応募のあった外国人建設就労者について、審査委員会において総合的に評価
- ✓ 3月19日に表彰式を開催（受賞者5名：ベトナム人2名、中国人2名、フィリピン人1名）

表彰者の例

ベトナム人男性（29歳：型枠工：就労者としての経験13ヶ月）

- ・高い技能を有し、現場では作業チームのリーダーとして活躍
- ・職長の指示を技能実習生に説明する他、寮で開催する日本語教室の講師を務める【日本語検定N2】
- ・本人の声かけで近隣の清掃活動・挨拶活動を実施。地域のお祭りにも有志を募り神輿の担ぎ手として参加予定



平成 30 年 3 月 19 日
(一社) 日本建設業連合会

外国人技能実習への会員企業の対応（アンケート調査結果報告）

日建連では労働委員会「技能者確保・育成部会」の委員企業に対して標記の調査を実施し、13 社 55 件（現場及び本社）からの回答を得たので報告する。

3 つの設問に対し、各企業の社員が記入した回答がそのまま日建連に送付された。同様の趣旨の複数回答については、表現をまとめて一つの回答として扱い、以下に列記した。

なお、回答のあった 13 社は日建連会員企業の中でも、比較的大手から中堅の規模に当たることを申し添える。

1. 下請専門工事業者が雇用した外国人技能実習生が現場で就労する際、特に実施していることはありますか。

【不法就労の防止】

- ・ 在留資格、技能実習資格（雇用契約等）の確認。

【言語・コミュニケーション・安全面】

- ・ 日本語能力の確認。
- ・ 日本語コミュニケーション能力のテストを行い、能力に応じヘルメットにシールを貼る。
- ・ 看板や安全表示を複数言語で行う。
- ・ 協力会社による日本語の講習会。
- ・ 朝礼時の挨拶の発声をしてもらう。
- ・ 新規入場者教育や安全朝礼などの場面で通訳者を付けるよう依頼。

【その他】

- ・ 一人作業はさせず、日本人とペアを組ませるか、常に職長等の目が届く範囲で作業。
- ・ 協力会社に対し、実習生を十分フォローできる職長・サブ職長を配置するように指導。
- ・ 作業所就労前に、協力会社から実習生に作業所の基本ルールを説明しておくよう指導。

2. 外国人技能実習生が現場で就労する際の課題・問題点等があればご記入ください。
なお、現在までに発生した問題の他、今後想定される潜在的課題でも結構です。

【不法就労の防止】

- ・ 偽造されたパスポート、在留資格認定証明書、在留カード等が作業所に提出された場合、作業所で偽造を見抜くのは難しい。

【言語・コミュニケーション・安全面】

- ・ 日本語や専門用語の理解度が低く、安全指示事項や技術的な指導に対してどこまで理解できているか把握できない。
- ・ 作業内容や立ち入り禁止箇所を理解するのが難しい（事故の危険性がある）。
- ・ 実習生が怪我や体調不良になった場合、正確に伝えられないことが危惧される。
- ・ 服装、安全帯、安全靴等の使用について、自分の身を守るためとの意識が低く、安全に対する理解が浸透していない（口頭伝達では真意が伝わらない）。
- ・ 現場経験が少ないことによる危険予知能力の低さ。
- ・ 元請にもある程度の外国語の会話能力が必要。

【その他】

- ・ 作業所のルールがわからず、現場の風紀を乱すことがある（清掃用具を元に戻す、備品の持ち帰り等）。
- ・ 作業指示が職長を介さないといけない場合、通常の職人1日分のノルマは果たせないの
で、人数による出来高管理が複雑化していく。
- ・ 指導する職長の能力によって現場の負担に大きな影響が出る（職長の能力向上が課題）。
- ・ 大半の実習生が自炊しており、昼食も自分で作ったものを持ち込んでいるが、夏場は食中毒が心配。
- ・ 職種（作業＝実習内容）が限定されており、より広範囲（多能工的）な技能習得ができない。
- ・ 元請として技能実習生を登録するのに約1週間程度の期間が必要なため、すぐには現場で就労できない。
- ・ 日本人より真面目に良く働く実習生は、（待遇面で）特別扱いする必要があると思う。
- ・ 建設業界として統一ピクトサインの制定・展開を希望する。

3. 外国人技能実習制度について、関係省庁あるいは雇用する専門業者などに対する 要望事項があればご記入ください。

【関係省庁への要望事項】

- ・ 在留期間の延長や在留資格の変更（1号から2号）の際、前の在留期間が終わってから新しい在留カードが来るまでの期間が長く、その間、新しい在留期間の把握ができない
（旧在留カードの裏に申請中の押印はあるが、申請期間が明確ではない）。
- ・ 在留カードの更新中は仮カードのようなものを発行してほしい。
- ・ 在留カードのデータを調べられるようにしてほしい。
- ・ 実習生の失踪時の罰則強化、在留資格の速やかな執行措置。
- ・ 実習生の難民申請の不可処置を厳格にしてほしい。
- ・ 実習生から建設就労者（特定活動）に身分が変更するときの取扱いがよく分からない専

門工事業者が多いので、分かりやすくしてほしい。

- ・ 技能実習生受入に関する必要書類が各ゼネコンで異なるため、関係省庁からの通達等で統一してほしい。また必要書類が膨大なため、書類を簡素化してほしい。
- ・ 外国人就労者関連の書類を作業所単位で確認することは事務的に負担となっているので、仕組みを変えてほしい。
- ・ 現場に入場する前に「建設用語」に特化した日本語教育が必要。
- ・ 送り出し教育時に作業所のルールを母国語で説明できるような仕組みがあると良い。
- ・ 実習生の出身国の言語で作成した「立入禁止」「開口部注意」などの注意喚起の看板等をWEBで掲載し、各社が使用できるようにしてほしい。
- ・ 専門業者に実習生を育成する余裕がないので、実習前にある程度の知識や経験を積んだほうが良い。
- ・ 外国人就労者を取り扱う職長や管理者の能力向上のための講習を実施してほしい。
- ・ 技術習得に意欲がある実習生は、公的機関がチェックして上を目指せる制度を作してほしい。
- ・ 技能実習評価以外にも、母国語以外（英語や日本語）の理解度も評価してほしい。
- ・ 安全性優先の立場から、「日本語検定〇級以上」といったハードルも必要ではないか。
- ・ 必要最低限の知識（特に安全に関する基礎知識）を身につけた上で現場に配属させるよう指導していただきたい。
- ・ 日本での常識を冊子等で教えてほしい。
- ・ 就労後も継続して日本語研修などを開催してもらいたい。
- ・ 技能を身につけた実習生は就労期間を延長できるようにしてほしい。
- ・ 外国人就労者が搾取されないように管理してほしい。

【専門業者への要望事項】

- ・ 作業経験が浅く、日本語理解力の低い実習生は、一人作業を禁止とし、職長と共に作業をしてほしい。
- ・ 現場入場前の自社安全教育を確実に実施してほしい。
- ・ 外国人技能実習制度を理解し、技能実習を適正に行ってほしい。

【その他】

- ・ ストレス緩和のため、実習生を対象とした「交流会」を開催してほしい。
- ・ 宗教的な理由で就業時間等の現場内ルールが守られないおそれがあるため、実習の条件として、日本企業の規則や段取りが優先されるようにしてほしい。

以上